

椎葉村民のみなさまへ

様々な制度をご用意しておりますのでご活用ください。

2023 年度（2023 年 4 月～2024 年 3 月）

「行政のしごと」とは

第6次椎葉村長期総合計画を令和3年度に策定し、令和4年4月から計画に基づき行政業務を執行しております。

「行政のしごと」は、行政の仕事の中でも特に住民の皆さんとの日々の生活に直接関わるような内容（事業や補助金）についてご案内いたします。

【行政のしごとの見方】

第6次椎葉村長期総合計画は24の分野に分けて作成しています。それぞれの分野で目標を設定し、達成に向けて事業を展開しています。

「行政のしごと」では、分野ごとに設定している目標および事業、関連する補助金事業をご紹介しています。

補助金事業に表示しているQRコードをスマートフォンやタブレットで読み込んでいただければ、要綱を閲覧することができます。

目 次

1. 分野別事業の紹介

1) 循環型社会の推進	1
2) 防犯・防災体制の充実	3
3) 林業・木材産業の振興	5
4) 水産業の振興	12
5) 農業の振興	13
6) 畜産業の振興	16
7) 商工業の振興	18
8) 観光業の振興	20
9) 人権・平和の尊重	22
10) 社会保障と地域福祉の充実	23
11) 障がい者（児）福祉の充実	24
12) 高齢者福祉の充実	26
13) 健康づくりの推進	28
14) 地域医療の充実	29
15) 子どもを生み育てる環境の充実	31
16) 教育環境の充実	34
17) 社会教育の充実	35
18) 移住・定住の促進	37
19) 住環境の整備	40
20) 道路・地域交通網の整備	43
21) 協働の促進	44
22) 効率的な行政組織の運営	48
23) DX 推進	49

2. 暮らしの手帖

1) 防災・救急	50
2) 届出・証明	52
3) 税 金	55
4) 生活環境	56
5) 保険・年金	57
6) 福祉・健康	60
7) 子育て・教育	66
8) 主要電話番号	68

目標

限りある資源を最大限有効活用すること、並びに循環的利用を促進することを通して持続可能な社会の実現に貢献します。

数値目標	2020年度 (実績)	2026年度 (目標)	備考
年間売電収入額	1.1 億円	1.4 億円	小水力発電事業による年間売電収入額
合併処理浄化槽設置率	89.2%	91.0%	税務住民課の独自指標
合併処理浄化槽設置基數	775 基	790 基	設置基數：3 基/年を目標とする。
年間の一般廃棄物量	536 t	505 t	
一般廃棄物の内 資源ゴミが占める割合	21.8%	25.0%	

【実施している事業】**○生ごみ処理機等購入費補助**

生ごみの減量化や堆肥化、悪臭などの諸問題の改善を図るため、家庭用生ごみ処理機等の購入に対する助成を行っています。

- 【補助内容】
- ・コンポスト…購入費の3分の2または上限3千円のいずれか低い額
※コンポストのみ1世帯2個まで助成します。
 - ・電気処理機…購入費の3分の2または上限額3万円のいずれか低い額

○合併処理浄化槽設置整備補助事業

村内の水質汚濁を防止し、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、浄化槽設置費用の一部を補助しています。

補助内容：5人槽 33.2万円／1基 7人槽 41.4万円／1基

○合併処理浄化槽維持管理補助事業



70歳以上の高齢者のみの世帯かつ非課税世帯で、合併処理浄化槽を適正に維持管理（清掃・保守点検・法定検査）されている設置者に対して、その維持管理費の一部（1万円）を助成します

○国土保全林業集落生活基盤整備事業



合併処理浄化槽設置者の負担軽減を図るため、補助を行っています。

補助率等：補助対象経費の3分の2または上限20万円／1基

○ごみ焼却施設（クリーセンタ-）運営事業

可燃ごみは広域で処理されるため、クリーンセンターは中継施設として利用されます。

○ごみ収集処理事業

村内で収集されたごみは、全て村外で処理されています。

○環境美化推進員活動事業

各公民館の分別収集の徹底や、環境に対する意識の高揚を図るため、推進員を委嘱し活動を行って頂いています。

○環境美化活動補助

各公民館の環境美化活動に対し、助成を行っています。（45,000円／1公民館）

目標

災害・犯罪、その他予期せぬ危機から村民の生命・財産を守ります。

数値目標	2020年度 (実績)	2026年度 (目標)	備考
犯罪・災害、交通事故による死者数	0人	0人	
防災土の数	27人	50人	
消防団員の数	312人	320人	
住宅の耐震化率	31.6%	32.4%	戸数：610戸 r 625戸
登録制メール登録者数	0人	500人	2022年1月26日現在：291人
地区防災計画の策定地区総数	0地区	10地区	
避難行動支援者の個別計画策定率	0%	100%	

【実施している事業】

○災害関連急傾斜崩壊対策事業補助金



家の裏山や屋敷の全面が危険であり、国・県の補助事業が利用できない場合、村の単独事業により構造物や吹き付け等の対策を講じることができます。

- ・補助対象経費限度額（300万円）
- ・補助限度額（1/2又は1/3補助 150万円）

○災害対策事業

火災、風水害、地震等の災害対策に要する各種予算の管理

椎葉村防災情報サイトや椎葉村メール配信サービスを活用して、災害に関する情報を住民に提供し、災害の未然防止や軽減を図ります。

○交通防犯対策事業

交通安全協会、防犯協会等の関係団体や警察等との連携強化、啓発活動等を行います。

○非常備消防事業

消防団をはじめとした各種消防業務を遂行するための事業です。

○消防施設整備事業

防火水槽や備品購入等の消防設備の整備を行います。

○無線等通信設備事業

各種無線や衛星携帯電話等の維持管理等を行います。

目標

森林の持つ公益的機能区分（ゾーニング）に応じた施策を推進することで、森林の保全、林業・木材産業の振興を図ります。

数値目標	2020年度 (実績)	2026年度 (目標)	備考
主伐面積に対する再造林面積の割合	100%	100%	
森林経営計画の策定割合	50%	50%	
乾燥椎茸年間出荷額	1.4 億円	1.8 億円	
年間新規林業従事者数	2人	3人	林業事業体就業者数

【実施している事業】**○小型運材車道開設事業**

幅員2mの作業路を開設する場合に助成が行われます。

ただし、前年度11月末までに申込を行った方に限ります。

補助率等：1/2（全額村負担）

補助の内容：1mあたり 550 円

**○林道等改良事業**

幅員3m以上の既設作業路の生コン舗装、排水施設整備等に対し助成が行われます。ただし、前年度11月末までに申込を行った方に限ります。

補助率等：1/2（県 30%、村 20%）

補助の内容：生コン舗装、排水施設整備等

**○森林路網ストック活用緊急整備事業**

2m～2.5m道を3m道への幅員、勾配、曲線半径等を改築する場合に助成が行われます。

補助率等：68%以内（ただし、森林経営計画に基づいた搬出間伐を実施する場合は村単独で16%のかさ上げ補助を行います。）



○森林経営管理道整備事業

既設作業道の補修・復旧に要する経費に対し助成が行われます。



※ただし、現地査定において補助上限額を決定します。

補助内容

簡易補修	①60 円/ m^2
	②160 円/ m^2
中規模補修	①1,400 円/ m^2
	②1,700 円/ m^2
	③5,300 円/ m^2
	④3,900 円/ m^2
大規模補修	①100,000 円/ m^2

○国土保全造林事業（新植）



新たに新植（再造林のみ）を行う森林所有者に対して支援を行います。

補助額： 裸苗：13 万円/ha ・ コンテナ苗：19 万2千円/ha

○国土保全造林事業（下刈）

1～6 年生の造林地の下刈を行う場合 1haあたり 1 万円の補助を行っています。

補助率等：全額村負担

○間伐促進事業



森林環境保全直接支援事業により実施した間伐（搬出）施業に対し、
1 m^3 あたり3,500円の補助を行っています。

○林地残材抑制推進事業



異常気象による森林災害を未然に防止するため、村内の森林経営計画区
域内にある森林において、林地残材の抑制を支援します。
※再造林（主伐）、搬出間伐に伴う林地建材（バイオマス材）の搬出に対する補助
補助率等：1 m^3 あたり 1,000 円（100 m^3 /ha 上限）

○下刈施業特別対策事業



過酷な労働環境である下刈施業において、施業に従事する者を継続的に確保を図るため、下刈施業に従事する者に対して支援を行います。

補助額等：34,000 円/haあたり

○高性能林業機械等整備事業



林業の振興、森林の整備、保全及び林業後継者の育成を図るため、高性能林業機械を導入する者に対し、補助を行います。

助成対象条件：椎葉村に住所を有し、森林経営計画が策定された森林において、自ら所有する山林もしくは受託にて経営を行っている者もしくは林業従事者。村税に滞納がない者（審査会の認定を受ける必要があります。）

対象機器：①機 械 導 入・・・スイングヤーダ、集材機、ラジキャリー等
②リース導入・・・スイングヤーダ、グラップル等

補助率：機 械 導 入・・・3分の2（限度額 300 万円）
リース導入・・・2分の1（限度額 015 万円／月額）

○林業担い手育成確保対策事業



森林組合作業班員及び認定林業事業体並びに自営林家や一人親方等の福利厚生を確保するために、雇用保険、健康保険、厚生年金の掛け金に対する助成を行っています。

○林業研修資格取得事業



林業に必要な安全教育・技能講習の受講の促進を図るため、受講に必要な経費の補助を行います。

補助対象：森林組合の作業班員、村内に事業所を有する林業事業者、自伐林家又は自伐型林業者（何れも、村内に住所を有し、居住している者に限ります。）

対象費用：受講料、テキスト代、旅費

補助率：1／2（上限：10万円）

※同一目的の他の補助金との兼用はできませんのでご注意ください。

※補助を利用する方は、必ず事前に林業推進室までご連絡ください。

（受講を行った後の補助の申込みは認められませんのでご注意ください。）

○林業後継者育英資金貸与事業



林業後継者の育成を目的として、高校生に対する奨学資金の貸与を行っています。

貸与対象者

村内に住所を有する森林所有者または林業就業者の子で将来林業に従事することを目指す県内の高等学校に在籍する高校生の保護者。

貸付額

自宅通学生 15,000円／月（年額18万円）の定額

自宅外通学生 20,000円／月（年額24万円）又は

25,000円／月（年額30万円）の選択制

返還方法

①返還期間

借受期間（年）の3倍（年）で返還します。

高校3年間に毎年30万円（25,000円／月）借りた場合は9年間で毎年10万円（1万円／月×10ヶ月）の返還となります。

②返還猶予

高校卒業後、2年間（引き続き大学・専門学校へ進学した場合は、その卒業後2年間）の返還猶予を受けることができます。

③返還免除

林業に従事した場合には、その年度の返還が免除されます。

（「林業に従事」とは、林業に関する業務に従事し、その就業期間が6ヶ月を超える状態をいいます。）

○みやざき林業大学生支援事業

林業後継者の育成を目的として、林業大学生に対する奨学資金の貸与及び生活支援費補助金の交付を行います。

【奨学金の貸与】

①貸付対象者

村内に住所を有する林業大学生

②貸付額

月額30,000円

③返還方法

借受額360,000円(30,000円×12月)を3年間で返還します。(120,000円/年)

④返還猶予

林業大学卒業後、2年間の返還猶予を受ける事が出来ます。

⑤返還免除

林業大学卒業後、林業に従事した場合には返還が免除されます。

【生活支援費補助金】

この補助金は、みやざき林業大学校入学者で「緑の青年就学準備給付金事業」に年齢制限や雇用契約等で該当にならない学生に対し、学生が負担する学生生活に必要な費用の一部を補助し、経済的援助を行います。

①交付対象者

- ・本村出身者で現に村内に住所を有し、かつ居住していること。
- ・林業大学校卒業後、直ちに本村において林業分野へ就職できること。
- ・林業大学校在学期間中に生活費の確保を目的とした国等の事業による給付及び雇用契約先等からの給付及び手当の支給を受けていないこと。

②交付額

月額125,000円（1人あたり年間1,500,000円）

③交付決定の取り消し及び補助金の返還

- ・休学又は退学したとき。
- ・村内に居住していないと認められたとき。
- ・林業大学校卒業後1年以内に林業分野へ就職しなかったとき。

○山村地域を支える特用林産新規就業者支援事業



山村地域を支える特用林産業の生産に係る担い手育成・捕獲を図るため、新規就業者並びに新規就業者の指導を行う生産者に対し、謝礼及び交付金を交付します。

※令和4年度まで

◆研修生への交付金

就業形態：独立・自営就業

交付内容：月額 125 千円（最長 2 年間）年間最大 125 千円×12 か月（概ね月平均 100 時間以上の研修）

◆受入生産者への謝金

受入研修生 1 人につき月額 50 千円

年間最大：50 千円×12 か月=600 千円

○椎葉しいたけ再生計画支援事業



椎葉しいたけ再生計画に基づき、生産コストの低減や経営基盤整備を支援するとともに、種駒補助及び自家原木補助等を行い、しいたけ産業の振興を図ります。ただし、前年度 11 月末までに申込を行った方に限ります。

事業内容：自家原木補助 1 本あたり 43 円内で交付

種駒購入補助	1 万個以上 5 万個未満	1.0 円
	5 万個以上 10 万個未満	1.3 円
	10 万個以上	1.5 円

伏込資材補助 補助率 1/2

ほた湯拡大補助 補助率 1/2

(1) しいたけ等特用林産物生産体制強化事業

ただし、前年度 11 月末までに申込を行った方に限ります。

事業内容：乾燥施設、運搬車、発電機、散水施設等

補助率等：補助率 2/3

補助率等：補助率 2/3

(2) 椎茸原木供給事業

椎葉村原木しいたけ振興協議会から購入した原木に限り助成を行います。

(3) 椎茸共同選別推進事業

箱毎の品質の均一化による販売単価および市場評価の向上を図るため、共同選別を推進しています。

事業内容：共同選別手数料の 1/2 を補助



○しいば里山保全・資源活用推進事業

里山の保全活動及び資源活用の取り組みにおける資機材・施設の整備経費に対して、助成します。

助成対象者： 村内の森林經營計画認定以外の森林において活動する森林所有者及び地域住民等で組織する構成活動組織とし、県の森林・山村多面的機能発揮対策協議会の採択を受けた団体。

補助率等

里山林保全	1 haあたり	40,000円
竹林整備	1 haあたり	95,000円
村林資源活用タイプ	1 haあたり	40,000円
機能強化タイプ	1 mあたり	200円
活動推進費	初年度のみ	37,500円
機材にかかる経費の1/4	(限度額25万円)	
施設整備にかかる経費の1/4	(限度額50万円)	



○公有林整備事業（新植・改良）

健全な森林資源を造成するため、国・県の助成を受け、新植及び改良を行っています。

○公有林整備事業（下刈）

1～6年生の公有林について、健全な森林資源の育成を図るため、国県の助成を受け施業を行っています。

○公有林整備事業（除間伐）

健全な森林資源の育成を図るため、国県の助成を受け施業を行っています。

○公有林整備事業（防護柵設置）

健全な森林資源の育成を図るため、獣害により成林が困難であると思われる公有林について、防護柵の設置を行っています。

○公有林整備事業（作業路開設）

健全な森林資源の育成を図るため、国・県の助成を受け作業路の開設を行っています。

○村産材利活用事業

幼少期に木材に触れあう機会や親しみをもってもらうために、村産材を使った新生児用の命名ボードや幼児（6歳児まで）の木製玩具を寄贈します。

目標

本村に生息するすべての魚は、生態系の重要な構成要素として、また、水産資源・観光資源として重要です。水産・水産加工業を新たに捉え直し、循環型社会の実現に貢献する村の産業として推進していきます。

数値目標	2020年度 (実績)	2026年度 (目標)	備考
遊漁券販売高/年	314万円	440万円	県による増殖指示や漁業補償に基づくものであるため目標数値ではなく現状把握のための参考指標として扱う。
放流稚魚数(ヤマメ)	165.5万匹	170.0万匹	

【実施している事業】**○河川稚魚放流事業**

内水面事業の振興と水産資源の確保を図るため、稚魚の放流を行っています。

漁業規則

遊漁期間				
魚種・水系	耳川水系		一ツ瀬川水系	
アユ	6月10日～12月31日		6月 1日～12月31日	
ヤマメ	3月 1日～ 9月30日		3月 1日～ 9月30日	
コイ・フナ	1月 1日～12月31日		—	
ウナギ	4月 1日～ 9月30日		4月 1日～ 9月30日	
オイカワ	1月 1日～12月31日		7月 1日～ 2月 末日	
ワカサギ	1月 1日～ 3月31日		1月 1日～ 4月30日	
■全長制限(次の表に掲げる全長以下のものを採捕することはできません)				
ウナギ	全長	25cm	全長	25cm
コイ		10cm		10cm
ヤマメ		15cm		15cm
ニジマス		15cm		15cm
モクズガニ	甲羅の大きさ	5cm	甲羅の大きさ	5cm

目標

産業として農業は、（1販売農家あたりの所得）×（販売農家数）で表される数値を最大化することを目指します。暮らしとしての農業は、農的暮らしを実践できる環境作りを推進します。

数値目標	2020年度 (実績)	2026年度 (目標)	備考
販売農家数	208戸	150戸	農林センサスより
自給的農家数	174戸	165戸	農林センサスより
農産物販売高	1.57億円	2.00億円	野菜・花卉のJA出荷分と八菜館しいば店の販売額を足した独自指標
年間新規就農者数	1人	1人	

【実施している事業】**○有害獣被害防止対策事業****◆防護柵等購入の助成**

有害鳥獣による農林業への被害軽減を図るため、獣害防止のための電気柵設置及び防護ネット等設置に対し助成を行っています。

補助率等：2/3以内

◆くくり罠購入の助成

有害鳥獣による農林業への被害軽減を図るため、駆除班員に対しくくり罠購入の助成を行っています。

補助率等：補助率 2/3以内

**○有害鳥獣捕獲対策事業**

有害鳥獣の駆除については、村内8班約90名の駆除班により行われています。駆除班は年間延べ2,100人以上が出動をしています。なお、駆除の許可業務については、村で行っています。

令和3年度は、1,775頭の鹿と654頭の猪が有害捕獲されています。

○狩猟免許取得促進事業

狩猟による野生鳥獣の個体数の調整や農林作物への被害を防止する有害鳥獣捕獲を担う狩猟者を確保する為、狩猟を始めるために必要な経費の一部を助成します。

補助率等：補助率 2/3 以内

○農業振興対策事業

（1）そば奨励補助事業



そばの生産を行い物産センターへ出荷した場合、清算金の上乗せを行っています。

物産センター購入単価 500 円/kg (殻つき)

村補助金上乗せ 500 円/kg (殻つき) 計 1,000 円/kg となります。

（2）園芸用ハウス等補助

施設園芸用ビニールハウス等の施設整備及び農業機械（施設園芸に関係するものに限る。）の導入について助成を行っています。

補助率等：農業機械 1/2 (限度額 50 万円)

生産施設（ハウス） 2/3

（3）農地流動化補助

農地の有効利用による遊休農地化の防止に繋げる為、農地の出し手・受け手それに助成を行っています。

補助率等：利用権の規模、期間3～4年の契約 0.15,000 円/10 アール

5年以上の契約 25,000 円/10 アール

○遊休ハウス解消事業



遊休化したハウスの有効利用と規模拡大を行う農業者の負担軽減を図る為、改修費用の補助を行っています。

補助率等：認定新規就農者 1/2

認定農業者 1/3 (限度額 100 万円)

○新規就農者等育成支援事業

UターンやIターン者等の新規就農者の確保並びに既存農家の規模拡大を図るための基盤整備を行います。

○村単土地改良事業

- ・ほ場整備 (整備後の面積が 3a 以上 50a 以下のもの……補助率 50%)
- ・農道整備 (事業の有効幅員が 1.2m 以上……………補助率 50%)
- ・農用地開発 (造成後の総面積が 3a 以上 50a 以下のもの……補助率 50%)
- ・石垣整備 (表面積が 5 m²以上 100 m²以下のもの……補助率 50%)
- ・畦畔コンクリート整備

(外畔 : 900 円/m、中畦 : 1,100 円/m、外畦嵩上げ : 650 円/m)

※認定農業者に認定された場合、補助率が 5% 引き上げられます。

○中山間地域直接支払制度事業

農地の放棄、未耕作地の拡大を抑制し、国土の保全と農業生産活動の維持を図るために条件を満たす農地については、交付金が支給されます。

○世界農業遺産推進活動

平成 27 年 12 月の「世界農業遺産」認定を村の活性化に活かすため、焼畑研究会などを行います。

○農業委員会運営事業

農業基盤の整備を促進し、農地の高度利用に努めるとともに、農用地の有効利用と遊休農地の解消および規模拡大を図る。農業委員会制度改正され、平成 29 年 7 月より新たに農地利用最適化推進委員 4 名が委嘱され、農業委員 10 名とともに活動しています。

○認定農業者協議会運営補助

村の農業を牽引する認定農業者制度の推進を図り、総合的な営農支援活動を行っています。また、認定農業者として認定を受けると、補助事業等の補助率が高くなるなどの特典があります。

○農業者年金事業

農業者の老後の生活安定と、農業の担い手育成による農地などの円滑な継承のために農業者年金の加入促進と年金受給に関する業務を行っています。

○集落営農組合運営補助

集落営農の推進を図るため、営農組合の取組を支援します。

目標

「村内畜産農家所得の合計 = (1農家あたりの所得) × (農家数)」の維持あるいは増加を目標とします。

数値目標	2020年度 (実績)	2026年度 (目標)	備考
農家数	62件	56件	高齢化により5名程度の減少を見込む。
1農家平均売上高	540万円	600万円	
母牛頭数	675頭	640頭	村内の総数は減少を見込むが、1農家あたりの頭数は増加を見込む。
分娩間隔	403日	390日	
子牛死亡率	7.2%	3.0%	

【実施している事業】**○畜産振興対策事業****(1) 畜舎新築及び改築事業**

畜舎の新築及び改築に要した費用に対し、補助対象経費の1／3から2／3以内を補助します。

**(2) 堆肥舎設置等整備事業**

堆肥舎の設置や堆肥処理に必要な農業機械の導入等に要した費用に対し、補助対象経費の1／3から2／3以内を補助します。

(3) 事故率低減施設等整備事業

家畜の事故率を低減するための機具・機材に対し事業費の1/2を補助します。

(4) 放牧促進緊急対策事業

放牧を推進し、母牛の運動不足の解消と粗飼料のコスト低減を図ります。放牧料金の1/2を補助します。

(5) 受精卵移植実施助成金

優秀な供卵牛からの産肉能力の高い肉用牛を生産することを目的とし、受精卵移植にかかる経費の1/2を補助します。

(6) 牛異常産混合ワクチン接種補助金

牛異常産混合ワクチンを接種した生産者に対して1頭あたり1,000円を助成します。

(7) 自給飼料機械等導入事業

飼料価格が高騰している現在、自分達で飼料作物を作り購入飼料の軽減を目指す農家に対し自給飼料確保に必要な機械購入を助成します。

補助率等：機械購入費用の1／2を補助

○畜産経営維持緊急支援資金利子補給

畜産経営の改善を図るために、借り入れた資金の利子について、一部助成を行っています。



○優良牛導入資金利子補給

繁殖用素牛導入資金の利子について、助成を行っています。



○優良雌牛導入事業

・村認定牛保留導入奨励事業

村内の優良牛を保留導入するため、優良雌牛認定委員会で認定された母牛の産子を保留・導入した場合に助成します。

補助率：公設市場セリ価格の30%を交付

・品評会出場牛保留導入奨励事業

村または郡の品評会に出場された優秀な子牛を保留・導入した場合に助成します。

補助率：公設市場セリ価格の20%を交付

・優良雌牛保留導入奨励金

本村の改良のために優良な子牛を保留導入した場合に助成します。

補助率：公設市場セリ価格の15%を交付

・妊娠牛導入事業

優良な妊娠牛を導入した場合に助成します。

補助率：公設市場セリ価格の10%を交付

・淘汰対象牛更新促進事業

本村の改良を促進するために8歳以上の母牛を更新した場合に上記に上乗せして助成します。

補助率：公設市場子牛セリ価格の10%を交付

(妊娠牛導入の場合は5%)

○県・市郡畜産共進会出陳補助事業

生産技術、生産意欲の向上を図るために共進会出場に対する助成を行っています。



補助率等：郡共進会 2万円/1頭 県共進会 10万円/1頭

目 標

「(1事業者あたりの収入) × (事業者数)」の増加を目標とし、その過程で良質な雇用の創出を図ります。

数値目標	2020年度 (実績)	2026年度 (目標)	備考
事業者数	141件	141件	令和2年度商工会実態調査報告書より
雇用創出数 (5年累計)	—	15人	地域振興課独自指標
ふるさと納税寄付金額の内、村内事業所の売上高	13,764千円	24,000千円	

【実施している事業】**○商工業振興補助事業**

商工業の振興に寄与するため、新たな販路や顧客を獲得するために行う事業及び生産性向上に資する事業に対して補助をします。

補助要件：村内に住所を有していること

　　村税等公共料金に滞納がないこと

　　引き続き村内で5年以上経営を続ける意思があること

補助対象業種：製造業、卸売業または小売業、宿泊業または飲食サービス業など

補助対象経費：○ハード事業（機械装置等費、車両購入費、工事費）

　　補助率：国県事業費を含めた経費の2/3以内

　　限度額：500万円 ※備品購入は300万円

○ソフト事業（広報費、展示会等出展費、開発費 等）

　　補助率：全体事業費の2/3以内

　　限度額：50万円

※自然災害によるハード事業

　　補助率：4/5以内（保険金額を除いた額）

　　限度額：500万円 ただし、被害総額が500万円以上

○雇用対策事業

村内の事業所で、新規雇用者（離職者、U・Iターン等）を雇い入れた事業主に対し、村が予算の範囲内で一部助成をします。



- 対象者：
- ・対象労働者を1年以上雇用する事業主
 - ・雇用期間に定めがなく、かつ、一週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度（30時間以上）の労働契約を結ぶ事業主
 - ・雇用保険法に定める適用事業所登録のある事業主
 - ・対象労働者が雇用保険及び社会保険に加入している事業主 等

補助金額：労働者一人につき30万円以内 ※雇用初年度のみ

○福利厚生に関する事業



村内に住所を有する事業所（林業事業体を除く）に対して、年度内に発生した福利厚生費に係る経費の一部を要綱に基づき翌年度に助成します。対象者：

- ・対象労働者を1

補助対象経費：○中小企業退職金共済（年間掛金）

補助率：3/10以内

○建設業退職金共済（年間掛金）

補助率：1/10以内

○事業承継マッチング事業

村内事業所の後継者問題に対応するために、希望する事業所の情報をマッチングサイトへ掲載し後方支援をする事業を外部委託します。

掲載を希望する事業主の方は地域振興課商工観光グループまたは村商工会へご連絡ください。

○次世代事業者育成支援事業

村の資源や空き施設などを活用して村内でできる新たな事業の掘り起こしを含めたスマートチャレンジを支援（支援金上限30万円）、次の担い手を育成する事業を外部委託にて行います。

○むらおこし対策事業費

むらおこしグループ連絡協議会の活動を通して、村内食材を活用した商品開発に取り組んでいます。

○農産振興事業

村内の農産加工者を対象に農産加工にかかる費用や設備の更新費用、商品パッケージの製作費用の一部に補助金を交付しています。

補助対象経費：○ハード事業（工事費、機械装置等費、備品購入費）

補助率：全体事業費の2/3以内（上限100万円）

○ソフト事業（開発費、専門家旅費、専門家委託旅費、パッケージ等のリニューアル及び製作、印刷等に係る経費）

補助率：全体事業費の2/3以内（上限30万円）

目標

通年で入込客数（特に宿泊客数）が安定する仕組みを創出し、観光関連産業に従事する村民の所得向上を実現します。

数値目標	2019年度 (実績)	2026年度 (目標)	備考
年間宿泊客数	10,211人	15,000人	
	2020年度 (実績)	2026年度 (目標)	備考
宿泊客の総合満足度	94%	100%	観光協会で実施しているアンケート調査に基づく独自指標
観光協会HPのPV数	378,703pv	450,000pv	
メディアによる年間取材件数	20件	30件	行政あるいは観光協会から出したプレスリリース等により得た取材件数
会議・合宿・大会等の年間誘致件数	1件	5件	地域振興課の独自指標。1泊10名以上のものを2022年度より把握

【実施している事業】**○観光協会委託事業**

観光客誘致等観光振興を目的に次の事業を観光協会に委託しています。

○観光レディ事業

○フォトコンテスト事業

○ファンクラブ事業

○観光ガイド協会事業

○ツーリズムネットワーク事業

○マスコットキャラクター事業

○旅行エージェント・マスメディア招聘事業

○宿泊観光客増加促進事業

○広報PR・集客促進事業

○大阪地区アンテナショップ運営事業

椎葉村里人俱楽部（大阪府枚方市）と契約し、特産品販売や情報発信を行い、近畿地区での知名度アップを図っています。

○イベント等事業補助金

各実行委員会が主催するイベントの支援を行っています。

○大相撲九州場所観光事業

平成 25 年度より取り組んできたこの事業は令和 5 年度をもって終了します。

○対象者は 65 歳以上です。

○20 名の2班体制を予定しています。

○日程は 11 月中旬の予定です。

○観光のむらづくり応援事業

椎葉の自然、歴史、文化、景観や産業を活かした魅力あふれる観光のむらづくりを推進するために、個性的で特色ある活動を企画し継続して実施していく村内の団体を村が支援していく取り組みです。

○当該年度 1 団体あたり 50 万円が限度です。

○補助額は補助対象経費の 100% です。

目 標

特に社会的少数派の人権が守られることにより、あらゆる住民の個性と能力が発揮できる村を実現します。

数値目標	2020年度 (実績)	2026年度 (目標)	備考
全ての人の人権が守られて いると感じる住民の割合	47.2%	70%	
権利侵害を見聞きしたこと がある人の割合	11.5%	0%	
成年後見制度の認知度	28.6%	50%	
行政が開催する各種委員会 における男性以外の割合	11.2%	35%	

【実施している事業】**○成年後見制度利用支援事業**

認知症や障がいなどにより判断能力が十分でない方が、成年後見制度を的確に利用できるよう支援を行います。

目 標

社会保障制度が適正に運営され、公平な負担と給付により村民が安心して暮らせる村を目指します。また、生活困窮者や社会的つながりが弱い方等への支援を通して、誰一人取り残さない村を実現します。

関連する個別計画

- 椎葉村障がい者計画
- 椎葉村障がい福祉計画・椎葉村障がい児福祉計画
- 椎葉村第9次高齢者保健福祉計画
- 椎葉村第8期介護保険事業計画
- 第2期椎葉村地域福祉計画
- 椎葉村地域福祉活動計画
- 第2期椎葉村子ども子育て支援事業計画
- 椎葉村新・放課後子ども総合プラン行動計画

【実施している事業】**○社会福祉協議会運営補助**

地域福祉活動を中心的に推進する社会福祉協議会の運営を支援しています。

○民生委員児童委員協議会運営補助

椎葉村民生委員児童委員協議会の活動を支援しています。

○生活困窮者自立相談支援事業

経済的に困窮し最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある方へ包括的な支援を行います。

○社会福祉施設維持管理事業

屋内ゲートボール場、高齢者センター、共同生活支援施設（上椎葉地区・梅尾地区）について適切な管理に努めています。

目 標

障がいのある人や児童が自分らしく、安心して暮らせる村にします。

数値目標	2020年度 (実績)	2026年度 (目標)	備考
障がい者（児）が社会に参加し、安心して暮らせると思っている人の割合	42.9%	55.0%	
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム設置数	0カ所	1カ所	
医療的ケア児支援の協議をする組織数	0件	1件	
医療的ケア児等に関するコーディネーター数	0人	1人	
相談支援事業者に対する訪問等による指導・助言の回数	0回	1回	
障がい者向け住居の数	0カ所	1カ所	

【実施している事業】**○重度障がい者（児）医療費助成事業**

障がい者（1級及び2級）や重度の知的障がい者を対象に医療費の一部助成を行い、経済的負担の軽減を図っています。

○更生医療及び補装具給付事業

障がい軽減や機能回復のための治療費助成及び補装具の給付により、負担の軽減を図っています。

○障がい者住宅改造助成事業

補助率等：住宅改造

事業費の6/10または9/10または10/10で限度額100万円

世帯員が村内に住所を有し、また村内に施術施設を有して事業を行う場合、障害の程度により住宅改造や施術施設整備に対する助成が受けられます。ただし、前年の所得により対象とならない場合があります。

また、高齢者住宅改造助成事業との併用は認められません。

○障がい者（児）日常生活用具給付事業

在宅の重度障がい者の日常生活の利便性の向上に努めています。



○腎疾患者通院交通費助成事業

腎臓疾患の患者に対し、通院のための交通費を助成しています。



○聴覚障がい者等携帯電話料金助成事業

重度の聴覚障がい者に対しコミュニケーションツールである携帯電話料金の一部を助成しています。



○心身障がい児支援事業所等通所交通費助成事業

障がい児の保護者に対し、支援事業所通所のための交通費を助成しています。



○精神保健事業

在宅精神障がい者の健康と社会参加に向けたデイケア事業の開催や相談対応、悩みや不安へのいち早い気づきに向けた傾聴ボランティア「椎葉村聴きミニ隊」による訪問事業等を行っています。



○高齢者・障がい者バス乗車券補助事業

宮崎交通バスについて70歳以上の高齢者と障がい者にバス乗車券を発行し、他路線との格差を解消しています。また、宮崎交通(株)が発行する高齢者用定期券「悠々バス」の購入助成を行います。



○高齢者及び障がい者タクシー利用補助事業

公共交通機関の利用が困難な世帯に村内公共施設もしくは宮崎交通（株）路線のバス停までのタクシー利用料金の補助を行います。

○身体障がい者団体補助

椎葉村身体障害者福祉協議会の活動を支援しています。

目 標

高齢者が支援や介護が必要になっても住み慣れた地域で、心のふれあいや支え合いの中で安心して生活できる環境をつくります。

数値目標	2020年度 (実績)	2026年度 (目標)	備考
「困ったときもすぐに相談できる」と答えた60代の割合	61.9%	71.9%	
「困ったときもすぐに相談できる」と答えた70代の割合	65%	75%	
「困ったときもすぐに相談できる」と答えた80代の割合	61%	71%	
65歳以上人口に占める要介護(支援)認定者の割合	17%	17.49%	
住民主体の「集いの場」の数	3カ所	5カ所	
認知症サポーター養成講座年間参加延べ人数	16人	50人	

【実施している事業】**○介護予防生活支援事業**

高齢世帯の自立した在宅生活の支援をしながら、要介護状態の防止に努めています。

○緊急通報体制等整備事業

一人暮らし世帯等の緊急事態に迅速に適切な対応ができるように、異常を知らせる機能がついた電話を設置します。

○高齢者住宅改造助成事業

介護保険法の規定による要介護者または要支援者で満65歳以上の世帯員を有し、世帯の生計の中心となるものの前年の所得課税年額が7万円以下の場合、助成が受けられます。



○在宅ねたきり老人等介護手当支給事業

在宅ねたきり高齢者および認知症高齢者等の介護を月に20日以上行う介護者に対し、介護手当を支給し、経済的・精神的負担の軽減を図っています。

補助率等：月額1万円を支給しています。



○福祉生活支援事業

65歳以上で、生活機能が低下し、近い将来、介護が必要となるおそれがあると村が認定した高齢者や障がい者である場合、住宅改修の助成が受けられます。

補助率等：前年の所得により9/10または6/10の助成が受けられます。

限度額20万円



○老人クラブ活動促進事業

介護予防の一環と高齢者のいきがい活動として老人クラブの活動支援を行っています。

○敬老会関連事業

高齢者の長寿を祝うとともに、健康の維持と自立した生活の継続の支援を目的として、80歳以上に記念品、100歳以上に長寿祝金を支給します。

○老人保護措置事業

居宅生活が困難な高齢者の施設での生活を支援しています。

○移送サービス事業

交通機関利用困難な寝たきり高齢者や重度の心身障がい者を村内の医療・福祉施設へ移送を行います。

○ふれあい・いきいきサロン事業

誰もが地域で気軽に参加できる居場所づくりと、健康や心身機能の維持に努めるための活動の促進を図っています。

○家族介護支援事業

適切な介護知識や技術の取得、各種サービスの利用方法など伝え、安心して在宅介護ができるよう支援します。

○はり、灸、マッサージ施術助成事業

村民基本台帳に記載のある者で、はり、灸、マッサージ施術を受ける場合の助成を行っています。

補助率等：年48回を限度（ただし住民税課税世帯は15回。所得税課税世帯は5回を限度）に1回につき1,000円を助成しています。



目 標

全村民が心身ともに健康で病気になりにくい状態でいられるように支援します

数値目標	2020年度 (実績)	2026年度 (目標)	備考
「健康しいば 21 実践計画（第2次）」における 54 項目の目標達成率	0%	50%	

【実施している事業】



○健康づくり事業

公民館が行う健康づくり事業や食生活改善推進員の活動を支援します。また、椎葉村国保病院の経営安定化を図り、近隣市町村と協力した救急医療体制維持することで村民が安心して医療を受けられる環境を整備します。

○健康増進法事業

生活習慣病予防を推進し、村民の健康保持に努めています。村内では集団で各種がん検診等を受診することができます。

○一般介護予防事業

主に65歳以上を対象に、いつまでも健康でいきいきと生活できるよう運動機能向上や認知症予防を目的とした教室を開催し、介護予防と日常生活の自立を支援します。

○予防接種事業

各種予防接種及び65歳以上の結核検診事業等を行い、感染症の蔓延を防止し、個人の疾病の予防に努めています。

目 標

地域医療体制の安定維持のために、椎葉村国民健康保険病院は、「村民にとって世界一のかかりつけ病院」となることを目指します。

数値目標	2020年度 (実績)	2026年度 (目標)	備考
医師数	3人	3人	
病床数	30床	30床	
医療技術職員数	38人	39人	

【椎葉病院の経営方針】**○医療従事者の確保**

幅広い業務を担っていくために、医師3人体制の確保と、定年退職者が見込まれる看護師等の技術職については、計画的な職員採用により、安定した業務継続に努めます。

なお、椎葉病院で働きたい方、実習棟を希望される方は、いつでも気軽にご相談、ご連絡ください。

○患者数と病床数

安定した病院経営の確立と椎葉村民の「かかりつけ病院」となれることを目指として、今後の患者数については、入院患者数1日平均15人以上、病床利用率50%以上、外来患者数1日平均80人以上の受け入れを目指しますので、ぜひ椎葉病院をご利用ください。

また、救急医療提供の継続、新興感染症に対する備えの観点から、現在の急性期病床30床の維持確保に努めます。

○医療と福祉の連携

本村において医療福祉サービスを担う椎葉病院と行政（地域包括支援センター）、社会福祉協議会、平寿園などと、情報の共有や役割分担を行うことで医療と福祉が連携した取り組みを行っていきます。

椎葉病院としては、少子高齢化が進む椎葉村において、各関係機関と連携しながら、それぞれの生活環境に応じた様々な医療（訪問看護、訪問診療、巡回診療、往診等）の提供や入退院支援に協力し、村民の安全安心な生活と健康維持に貢献します。

○収益確保につながる取り組み

安定した病院経営を確立していくため、加算につながる新たな診療報酬に係る施設基準の取得や算定率の向上を目指すとともに、新興感染症の検査と診療、事業所健診や各種予防接種など受託業務の積極的な受け入れにより収益確保に努めます。

○医療 ICT の活用

椎葉病院ですでに導入している電子カルテシステム、マイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）システム、県立病院や大学病医との診療画像データ等の共有が可能な遠隔診療支援システムなどを有効活用することで、様々な医療サービスの向上につなげていきます。

目 標

全ての未就学児とその家庭を対象とした取り組みを通して「子どもの最善の利益」実現を目指します。本取り組みの効果により年間出生数の維持・増加を実現します。

数値目標	2020 年度 (実績)	2026 年度 (目標)	備考
年間出生数	13 人	13 人	2022～2026 年度の 5 力年平均
	2018 年度 (実績)	2026 年度 (目標)	備考
育児休業取得率（父親）	2.7%	8.0%	
育児休業取得率（母親）	30.1%	35.0%	
本村は子育てしやすいと 感じている保護者の割合	47.9%	90.0%	
	2021 年度 (実績)	2026 年度 (目標)	備考
子育て支援関連事業を 行う民間組織の数	1 件	2 件	

【実施している事業】**○結婚祝金**

本村で婚姻後、定住する場合に 1 組あたり 25 万円の結婚祝金を贈呈しています。

**○若者定住むらづくり資金利子補給事業**

若者の定住のための結婚資金、住宅改築等資金の借入金に対する利子補給を行っています。

事業内容：借入額 200 万円を限度に 5 年償還の場合の利子補給を
村が負担しています。

**○不妊検査費助成事業**

不妊検査を受けられているご夫婦に対して検査費と交通費の助成を行います。

**○チャイルドシート購入助成事業**

村内に居住する方が購入する場合、購入費の一部が助成されます。



○子ども・ひとり親医療費助成

子どもの医療費に対し助成を行い、経済的負担の軽減を図っています。



○奨学資金貸付



貸付額：大学又はその付設機関在学生	月額 25,000 円又は 45,000 円
高等専門学校又は高等学校在学生	月額 20,000 円又は 30,000 円
文部省認定専門学校等	月額 20,000 円又は 40,000 円

返還：貸付年限の4倍の期間内に返還(無利子)。ただし、上級学校に進学した場合はその在学期間、返還を猶予します。

免除：後継者の育成や定住化を図るため、奨学生が卒業後に椎葉村に帰り、村内に居住することが認められるとき、対象となる月の返還が免除されます。ただし、毎月の返済免除額を1万円、全体で144万円を免除します。

高等学校、専門学校、大学等に進学する場合、学資の一部として資金を無利子で貸し付ける制度を村独自に設けています。その他の奨学金制度との併用も可能です。

※その他にも、医学生奨学資金、獣医学生奨学資金等があります。
お気軽にご相談下さい。

○高校生生活支援補助



椎葉中学校を卒業された高校生の生活支援として補助します。

対象者：椎葉村に現住所があり、実際に村内で生活されている保護者

対象者：高等学校、高等専門学校、高等支援学校並びにこれに類する専門学校

補助額：生徒1人あたり 月額20,000円（年額240,000円）

期間：高校在学期間（3年間）

○乳幼児健康診査事業

4・7・10ヶ月・1歳・1歳6ヶ月・2歳・2歳6ヶ月・3歳6ヶ月児を対象に健康診査を行っています。

○妊産婦健康診査事業

妊産婦が妊娠期～産後まで安心して過ごせるように、妊産婦健診費用の助成を行っています。

○児童手当

次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から中学生修了までの児童を対象に手当を支給します。

○利用者支援事業

子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう支援しています。

○すこやか祝い金

出生に対して20万円を給付します。

○子育て支援金

小学校就学時、小学校卒業時、中学校卒業時にそれぞれ10万円を給付します。

○保育所運営

児童の健全な心身の発達を促し、豊かな人間性をもった子どもを育成することを目的とし、保護者が安心して預けられるよう児童の保育をしています。

○ファミリーサポートセンター事業

地域において育児の援助を行いたい人と援助を受けたい人を会員として組織化し、相互に育児の援助活動をとおして、地域の子育てを支援し、児童の福祉向上を図ります。

○ファミリーサポートセンター利用料助成事業

椎葉村ファミリーサポートセンター事業を利用した場合に、その費用の一部を助成します。

対象者：椎葉村ファミリーサポートセンター事業の依頼会員で村内に住所を有する者

助成額：660円/1時間

助成上限額：29,700円/月

目標

教育体制と教育環境の充実を図りながら、椎葉村の未来を担う心豊かでたくましい人材を育てます。

数値目標	2021年度 (実績)	2026年度 (目標)	備考
授業内容がよくわかると思う割合 (小学生)	71.0%	80.0%	
授業内容がよくわかると思う割合 (中学生)	48.7%	60.0%	
学校運営協議会を設置している学校数	1校	6校	

【実施している事業】**○小学校教育振興事業**

児童の教育環境の充実を図るために、学習に必要な消耗品、備品の購入、就学援助、通学補助等を行っています。

○中学校教育振興事業

生徒の教育環境の充実を図るために、学習に必要な消耗品、備品の購入、就学援助、通学補助、中体連参加補助等を行っています。

○小学校管理事業

児童がのびのびと学習できるよう、各学校の適切な管理に努めています。

○中学校管理事業

生徒がのびのびと学習できるよう、各学校の適切な管理に努めています。

○小・中学校給食管理事業

安全かつ質の高い給食の提供、地産地消の推進に努めています。また、給食費の差額解消と準要保護家庭の給食費の支援を行っています。

○小・中学校保健管理事業

児童・生徒の保健管理、安全管理に努めています。

○寄宿舎居住費

椎葉中学校への通学が困難な生徒の快適な生活環境の確保に努めています。

目標

学習の機会、スポーツやレクリエーションを行う機会、文化・芸術にふれあう機会、それぞれの機会を住民と行政が連携して創出していくことで村の文化的発展を実現します。

数値目標	2019年度 (実績)	2026年度 (目標)	備考
生涯学習フェスティバル参加者数	383人	390人	
生涯学習講座の開催	49回	60回	
村グラウンド利用者	4,424人	4,500人	
	2021年度 (実績)	2026年度 (目標)	備考
生涯学習とスポーツ活動に関する 住民満足度	53.3%	58.3%	
交流拠点施設 Katerie を利用したこと がある住民の割合	30.3%	100%	


【実施している事業】
○生涯学習推進事業

幼時から高齢者まで学ぶことができるむらを目指し、様々な講座を実施します。

○社会教育団体事業

社会教育委員会をはじめとする各種団体の支援を行います。

○放課後子ども教室事業

児童が放課後に安全で安心して過ごせる場所を提供しています。

○体育振興事業

生涯スポーツの普及推進、スポーツ団体及び指導者の育成を行います。

○体育施設維持管理事業

総合運動公園内の施設及び各地区の社会体育施設にかかる維持管理を行っています。

○文化財保存事業

重要文化財及び重要無形文化財、伝統的建造物群保存地区、県・村指定文化財、天然記念物など、貴重な文化財の保存・活用を図ります。

○椎葉民俗芸能博物館事業

貴重な民俗文化、伝統芸能等の保存、活用を図るため、博物館を運営しています。

○交流拠点施設設 katerie 運営

村民の人々が充実した暮らしを楽しむ事に加え、村内外の人々が交流し、学び、これからの未来を創造するための交流拠点施設の運営を行います。

施設の主な機能

○図書館

他の図書館にはない椎葉村ならではの独自分類により、魅力的な本に出会えます。

○ものづくり Lab

パソコンやデジタル機器により、木や鹿革などを活かしたモノづくりが可能です。

○キッズスペース

親子で楽しめるスペースで、読み聞かせや木のおもちゃなどで遊べたりできます。

授乳室なども設けています。

○クッキングLab

料理教室や新たな料理の試作、友達などとの料理づくりなどが楽しめます。

○多目的会議室

プロジェクターや音響設備があり、多様なイベント、学習、体験などが行えます。

○コワーキングスペース

テレワークなど仕事を行うワークスペースです。

○eスポーツ

eスポーツ専用のゲーミングPCを使用して、日本、世界中の人と対戦・交流することができます。

○公園

遊具がある芝生の公園です。

目標

椎葉村に暮らしてみたいと感じた人が、スムーズに暮らし始められる仕組みづくりと、椎葉村に暮らし続けたいと感じた人が確実に暮らし続けられるための環境をつくることで、人口減少を緩やかにします。

数値目標	2020年度 (実績)	2026年度 (目標)	備考
20代・30代の人口社会増減	▲12人	▲5人	
地域おこし協力隊年間採用人数	4人	8人	
移住相談件数	19件	50件	
外国人技能実習生等年間採用人数	0人	5人	
関係人口滞在日数	95日	150日	

【実施している事業】**○移住支援給付金事業**

人口減少による地域の維持などの対策として、移住定住を促進するため、U・Iターンへの支援として給付金事業を行っています。

(国事業分)**◆給付額**

■単身者 60万円 ■世帯 100万円 ※18歳未満1人につき30万円の加算

◆対象者要件**【住所要件】**

- 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと
- 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと
- 移住支援金の申請時において、転入後3ヶ月以上1年以内であること など

【就職に関する要件】

- 就業先が、移住支援事業を実施する都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている事業所への就業ではないこと など

○移住支援給付金事業

(県事業分)

◆給付額

■単身者 30万円 ■世帯 100万円 ※18歳未満1人につき30万円の加算

◆対象者要件

【住所要件】

■住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上三大都市圏等に在住し、かつ、
三大都市圏等の事業所へ通勤するとともに、住民票を移す直前に連続して1年以上、
三大都市圏等に在住していたこと など

【就職に関する要件】

1 就職・起業移住支援事業

■就職先が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること
■就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている事業所への就業ではないこと

2 農林漁業等就業移住支援事業

■人材確保支援策を活用した者であること

(村事業分) ※国・県事業に該当しない方

◆給付額

■単身者 60万円

■世帯 100万円

※40歳未満の場合は、1人につき10万円の加算

※18歳未満1人につき30万円の加算

◆対象者要件

【年齢要件】50歳未満の者であること

【住所要件】

■椎葉村外からの移動であること

※詳細については、お問い合わせください。

○引越費用補助金事業

U・Iターン者の移住促進を図るため、定住する意思を持って村に転入する方及び世帯に対して、引越にかかった費用に対して助成を行っています。



◆補助率 補助対象経費の10/10（上限10万円）

◆対象者

- ・5年以上村に居住しようとする方および世帯
- ・税を滞納していない方および世帯 など

○移住促進事業

椎葉村への移住を促進するため、都市部での移住誘致PR、情報発信、サブリース事業による住居の確保等を行います。

(1) 椎葉村公式LINE事業

LINEを活用して移住者希望者向けの情報を発信しています。

(2) ワーケーション推進事業

子育て家族向けのワーケーション事業を行います。

(3) 移住相談事業

都市部での移住相談会に参加し、移住相談を行います。

○地域おこし協力隊事業

現在、9名の地域おこし協力隊が地域課題、活性化に向けた取り組みを実施しています。

①中川 薫 (ミッション：ローカルエディター)

ONLY ONE Shiiba の取材を行い、村外に村の情報を発信しています。

②金子 遥 (ミッション：未来を創る戦略家)

交流拠点施設katerieでイベントの企画・運営を行っています。

③ソーントン マイク 直樹 (ミッション：eスポーツプレイヤー)

eスポーツ及びプログラミングの普及・促進を行っています。

④長谷川 涼子 (ミッション：飛び出す司書)

椎葉村図書館ぶん文bunから地域に飛び出し、読書の普及・促進を行っています。

⑤玉野 由子 (ミッション：移住コンシェルジュ)

移住者向けの情報を発信し、移住相談を行っています。

⑥山之内 裕信 (ミッション：秘境のインタープリター)

村内の資源を活用したアクティビティ開発、ツアー開発を行っています。

⑦藤江 開生 (ミッション：時おこす司書)

過去の出来事のアーカイブ化や村の情報を発信します。

⑧高野 沙耶 (ミッション：秘境 de 農業)

就農に向けて指導農家のもとで研修を行っています。

⑨森崎 慎也 (ミッション：移住コーディネーター + 美しい村連合アンバサダー)

移住向けの情報を発信します。また、美しい村連合加盟町村と連携して商品開発などを行っていきます。

目標

全村民が快適な居住環境を得られるようにします。

魅力的な居住環境の提供を通して、U I ターン者の増加を目指します。

数値目標	2021年度 (実績)	2026年度 (目標)	備考
村営住宅入居率	98%	95%	
村営住宅管理戸数	179戸	190戸	
サブリース物件入居件数	0件	5件	
居住環境に関する住民満足度	68.3%	90.0%	

【実施している事業】

○木造住宅建築支援事業



椎葉村産材の消費拡大を目的として、村内における新築、増改築において村産材を使用する場合に助成を行っています。

- 補助対象：①本村に住所を有し、ひきつづき5年以上居住見込の者
- ②住宅及び店舗等の新築、増築、改築とするが、倉庫・牛舎・車庫・門扉・塀・柵を除く。
- ③使用木材の経費が10万円以上。

補助率等：対象経費の1/2以内（補助限度額 100万円）



○木造住宅耐震関係補助事業

椎葉村では、地震における木造住宅の安全性の向上を図ることを目的に、木造住宅の耐震診断、耐震改修工事を行おうとする木造住宅の所有者に対し、予算の範囲内において助成を行っています。

(1) 耐震診断補助事業

補助対象建物：昭和56年5月31日以前に建てられた階数が2階以下の木造住宅

(2) 耐震改修総合支援事業

補助対象：(1)の結果により倒壊等の恐れがあると診断結果が出た木造住宅の耐震改修工事

○移住・定住促進住環境整備事業

椎葉村への移住・定住を促進するため住宅の新築、増改築の工事費に対し助成を行います。



- 補助対象：①本村に住所を有し、ひきつづき5年以上居住見込の者
②住宅の新築、増築、改築とするが、倉庫・牛舎・車庫・門扉・塀・柵を除く
③対象工事費が20万円以上 等
- ※このほか、諸条件がありますので詳細については担当までお問い合わせ下さい。
補助率等：対象経費の1/2もしくは1/3以内（補助限度額 100万円）
村が負担しています

※11月に次年度申請の取りまとめを行っています。

新築、住宅改修をお考えの方は、必ず事前にご相談ください。

- 相談時の必要書類：①設計書もしくは見積書
②平面図（改修の場合は、改修箇所がわかるもの）

○空き家利活用促進支援事業

椎葉村への移住・定住を促進するため空き家を利用した住宅改修費用に対し助成を行います。



- 補助対象者 ①交付決定後、5年間継続して住所を有し、かつ居住する者
②貸家業を営んでいない者 等

- 補助対象住宅 ①空き家情報バンクに登録してある物件であること
※このほか、諸条件がありますので詳細については担当までお問い合わせください。

- 補助率 U・Iターン者 対象経費の4/5
U・Iターン者以外の者 対象経費の2/3

- 上限額 いずれも120万円



○椎葉村 BS・CSアンテナ等購入補助金事業

令和5年3月末をもってCS3チャンネル放送が終了しました。引き続きCS放送を視聴する場合はBS・CSアンテナの設置と視聴契約が必要になり、月額の利用料金は自己負担となります。

本村では、令和4年度からBS・CSアンテナの設置をご検討されている方にアンテナ設置費用の補助金を交付しています。

◆交付要件

- 補助対象者：椎葉村内に住所があり、居住している者
設置場所：アンテナを設置する建屋が住居であること
補助の対象：BS・CSアンテナ1基および設置に必要な物品
テレビ等までの宅内配線にかかる経費

- ◆補助率 10/10 上限40,000円

- ◆補助の期間：令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）

○一般家庭用飲料水供給施設補助金

水道未普及地域への施設の整備の助成を行います。地域の給水施設の運用に必要な資材の共同購入について、新設・修理・改修に対し、その一部を補助します。また水道管理道の整備やボーリング施工等についても補助対象となります。



補助率（70%）

○飲料水等水質検査事業



水道未普及地域を対象に給水施設の水質検査の実施に対し助成します。

補助率（50%）



○飲料水供給施設管理サービス支援事業

「水やり支援隊」を結成し、高齢者及び障害者のみ等の世帯に対して水やりの支援を行います。



○小規模水道施設設置事業

簡易水道区域外の地域に住んでいる人で、飲料水を確保するための施設整備を行います。

要件：概ね2世帯以上で、共同の新規施設設置をする者 など

補助率（85%） ※減免措置あり

○水道管理事業

「安全でおいしい水の安定供給」を目指し、簡易水道施設の管理を行っています。

○住宅管理事業

公営住宅、村営住宅、へき地教員住宅、山村定住住宅、特定優良賃貸住宅を管理しています。老朽化に伴う施設修繕や住宅設備機器の交換等を行い、適正な住環境整備に努めます。

目 標

村民の安心・安全のために重要な社会資本である道路整備を推進し、誰もが安心して通行できる交通環境を実現します。

数値目標	2020年度 (実績)	2026年度 (目標)	備考
道路環境に対する住民満足度	46.8%	50.0%	
交通網に対する住民満足度	54.2%	56.7%	
年間改良件数	17 力所	20 力所	【村道】
年間舗装件数	7 力所	10 力所	【村道】
	1 力所	2 力所	【林道】

【実施している事業】**○村営バス運行事業**

高齢者や児童生徒など交通弱者の移動手段を確保するため、村営バス7路線の運行と宮崎交通のバス運行支援を行っています。

○自家用有償旅客運送事業

高齢者など交通弱者の移動手段を確保するため、タクシー運行を椎葉村観光協会に委託しています。

る

○村道改良事業

局部改良、舗装(補修)、通学路安全対策、法面防災、橋梁修繕事業を行っています。

○村道維持事業

通行車輛の安全確保、災害防止を図るため、村道の維持管理を行っています。

○林道開設・舗装・改良事業

林道の開設、舗装、改良、法面防災事業を行っています。

○民有林林道トンネル維持事業

ひむか神話街道の中山トンネルの安全な通行確保に努めています。

○林道維持事業

林道の安全な通行を確保するため、維持管理を行っています。

目標

より良い村づくりのため、村民や行政、事業者、村外の有識者や関係人口者など、多様な立場の人々の協働を促進します。

数値目標	2020年度 (実績)	2026年度 (目標)	備考
地区計画プロジェクトの 実施数	—	90%	
民間企業との 連携協定締結数	1件	1件	

【実施している事業】**○自治組合活動推進費**

自治組合に対して、常会や祭事などのコミュニティ活動や集会施設の浄化槽の維持管理に対しての支援を行います。

交付基準：・1世帯あたり800円

- ・常会の開催回数 1～6回/年 5,000円・7回以上/年 10,000円
- ・浄化槽の維持管理及び汲み取り料の1/2
- ・組合の全世帯を対象とした催事 5,000円/回（上限6回）

**○自治公民館建設費補助**

社会教育の推進に必要な公民館の建設・改修を促進するため、地域において自治公民館を建設しようとする場合や、自治公民館の増築、改築等に対して支援を行います。

交付基準

【中核公民館】

○補助限度額 200万円

○補助率 査定事業費の90%以内

【その他の公民館】

○補助限度額 100万円

○補助率 査定事業費の90%以内とし、世帯数・高齢化率・現在の利用率等を基に算定されます。（75～90%）

○道路維持対策事業

集落共同作業（除草作業等）の負担軽減のため、各組合の作業実勢に応じ、道路維持に対する支援を行います。



○花いっぱい運動事業

村内における花壇等の整備及び維持管理などに取り組む団体に対し、助成を行います。

補助金額：一団体につき 10 万円が上限（※年度内 1 回限り）

助成対象：①花苗、種子、球根、花草及び花木

②プランター、植木鉢

③土、肥料および消毒液等



助成対象：村内における花壇等の整備および維持管理

所有者および管理者が承諾する公用地および、公衆の目に触れることができる民有地における活動

○地籍調査事業

地籍調査の進捗率は国有林等の調査除外地を除き、令和4年度終了後の計画面積ベースで 69.38% となります。

調査後は土地の位置や形状、隣接地との境界が正確に示され、個人の財産管理はもとより土地利用を要する事業への資料提供など多岐にわたる分野で活用されます。

○集落支援員事業

現在、9 名の集落支援員が地域の活性化、課題対応等の支援に取り組んでいます。

○地区計画支援事業

令和3年度に各公民館で策定した地区計画のプロジェクト実施に対して、支援を行います。

【上椎葉地区】

■上椎葉チャンネル

介護学習動画を作成し、村内放送やSNSで公開します。

■プロジェクトKANPAI

世代や職種を超えた新たな交流機会を創出します。

【鹿野遊地区】

■鹿野遊マップ活用

観光マップを活用した観光コースの作成及び案内板の設置を行います。

■フトパスを体験型にする

十根川フトパスコースに体験型を盛り込むため、ガイドの育成を行います。

【尾向地区】

■渓谷まつり帰省プロジェクト

帰省している出身者との交流事業を行います。

■尾向神楽魅力発信

SNSを活用した動画配信を行い、村外に向けて魅力を発信します。

【不土野地区】

■富士野もりあげ隊

歌謡選手権をメインとする各イベントの安定的な実施や質の向上を図ります。

■空き家の未来のドアを開けよう in 不土野

空き家利用を含めた地区での住居確保を行政と連携しながら進めます。

【梅尾地区】

■生涯暮らせる環境づくり

情報誌を発行し、村外に住む出身者に向けて情報を発信します。

鳥獣害駆除について、住民で勉強会を行います。

【大河内地区】

■矢立高原フェスティバルの充実

親子向け体験型プログラムを追加します。

婚活イベントの実施に向けて検討していきます。

■神楽の運営体制の改善

後世に神楽を継承していくため、神楽の運営体制を地域外を巻き込んで改善していきます。

【小崎地区】

- こざカルチャー（食）
ふるさとの料理の聞き取りを行います。
- こざカルチャー（伝統芸能）
神楽・山法師踊りの継承活動を行います。

【松尾地区】

- みんな仲良しプロジェクト
地域と小学校の世代間交流を行います。
- 伝統芸能の継承
神楽継承の取り組みとして、松尾神楽まつりを行います。
- 配食のモデル地区に！
安定的に配食でいるサービスを検討します。

目標

限られた資源の中で効率的にかつ質の高い行政サービスを提供し続けるために業務効率化を推進します。

数値目標	2021年度 (実績)	2026年度 (目標)	備考
職員向け研修年間参加者数	22人	30人	宮崎県市町村振興協会の研修
行政業務の外部委託件数	0件	2件	業務効率化を外部委託

【実施している事業】**○大河内簡易郵便局受託事業**

郵政民営化に伴う住民サービスの低下を解消するため、郵便事業株式会社の委託を受け、現行のサービスを継続します。

○区運営補助金

自治区の活動を支援しています。（組合数×1万円）

○文書広報事業

やまびこ通信や村報による広報活動を行っています。

○財産管理事業

庁舎及び公共施設、公用車等の適正な維持管理を図るとともに、効果的かつ効率的な村有財産維持に努めています。

目標

住民一人ひとりのニーズに合った行政サービスを提供することで、住民が主体的に考え行動できる住民主役のむらづくりを実現します。また、安心・安全で、豊かさや利便性を実感できるデジタル社会を実現します。

数値目標	2021年度 (実績)	2026年度 (目標)	備考
マイナンバーカード普及率	45%	90%	
インターネット普及率	40%	65%	
行政手続きオンライン化率	10%	80%	
情報システム標準化・共通化	10%	80%	
セキュリティ強靭化率	80%	100%	
デジタル民間人材の延べ登用人数	0人	5人	
IT・セキュリティ研修実施回数	1回	2回	

【実施している事業】**○戸籍・住基事務の電算化**

戸籍、住民基本台帳事務に使用する電算システムの維持管理を行っています。

○課税・収納事務の電算化

税の徴収、賦課業務に使用する電算システムの維持管理を行っています。

○電算管理事業

行政の効率化と高度情報化の推進を図るため、業務の電算化に努めています。

○ケーブルネットワーク（かて～りネット）事業特別会計

椎葉村光ファイバーネットワーク（かて～りネット）を運営するため、特別会計を設置し会計を管理しています。

防災・救急

警戒レベル

新たな避難情報等

5



きんきゅうあんぜんかくほ
緊急安全確保※1

~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~

4



ひなんしじ  
**避難指示**※2

3



こうれいしゃとうひなん  
**高齢者等避難**※3

2



大雨・洪水・高潮注意報  
(気象庁)

1



早期注意情報  
(気象庁)

※1 災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自動的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。  
**警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待ってはいけません！**

避難勧告は廃止されます。  
これからは、  
**警戒レベル4避難指示で  
危険な場所から全員避難  
しましょう。**

避難に時間のかかる  
高齢者や障害のある人は、  
警戒レベル3高齢者等避難で  
危険な場所から避難  
しましょう。

災害用伝言ダイヤル 171

大規模な災害が発生した際に、被災地の方々が録音した安否情報を、他の地域の親戚や友人等が「災害用伝言ダイヤルセンター」を通じて再生することができます。

1 7 1 をダイヤルし、ガイダンスに従ってください。

# 防災・救急

## 防災マップ

土砂災害警戒区域や危険箇所、避難所等情報を地図で確認できます。  
スマートフォンなどで右の二次元バーコードを読み込みアクセスしてください。



## 避難所一覧

## ※防災みやざき掲載情報

| 地区  | 避難施設           |                 |              |
|-----|----------------|-----------------|--------------|
| 上椎葉 | 椎葉村開発センター      | 夜狩内集落センター       | 間柏原多目的集会センター |
|     | 総合運動公園体育館      | 平寿園             | 尾田山中集会所      |
|     | 椎葉中学校          | 夢織りの館           | 椎葉小学校        |
| 鹿野遊 | 鹿野遊ふれあいセンター    | 十根川営農研修センター     |              |
| 仲塔  | 仲塔渓谷の館         | 財木分校            | 木浦集会センター     |
| 尾八重 | 尾八重集落センター      | 尾八重農産加工施設       | 尾八重地区体育館     |
| 不土野 | 不土野小学校         | 不土野へき地保育所       | 不土野生活改善センター  |
| 尾向  | 向山日当多目的集会施設    | 向山日添営農研修センター    | 追手納営農研修センター  |
|     | 新ひむか椎葉学習塾      | 尾向小学校           | 尾前上営農研修センター  |
|     | 向山農作業準備休憩施設    |                 |              |
| 小崎  | 旧小崎小学校         | 川の口集落センター       |              |
|     | 竹の枝尾日添営農研修センター | 竹の枝尾日当営農研修センター  |              |
| 大河内 | 矢立キャンプ場        | 九大演習林事務所        | 矢立集会所        |
|     | 合戦原集会所         | 大藪集落センター        | 大河内小学校       |
| 梅尾  | 梅尾の館           | 中山集会所           | 梅尾集落センター     |
| 松尾  | 松尾小学校          | 水越営農研修センター      | 上松尾集会所       |
|     | 竹の八重営農研修センター   | 小河内営農研修センター     | 榎峰営農研修センター   |
|     | 栗の尾営農研修センター    | 下松尾営農研修センター     | 旧岩屋戸集会所      |
|     | 中の八重集会センター     | 松尾大いちょうふれあいセンター |              |

# 届出・証明

住民票に関する届出・証明書

税務住民課 ☎ 767-0051

## 戸籍の届け出

| 出生届                      |                   |
|--------------------------|-------------------|
| 生まれた日を含めて14日以内           | お持ちいただくもの         |
| 届出人 生まれた子の父または母          | ●出生証明書<br>●母子健康手帳 |
| 届出地 届出人の現在地(住所地)、本籍地、出生地 |                   |

| 転入届                       |                                  |
|---------------------------|----------------------------------|
| 住み始めた日から14日以内             | お持ちいただくもの                        |
| 届出人 本人、同一世帯の方、代理人(委任状が必要) | ●転出証明書<br>●印鑑<br>●届出人の本人確認ができる書類 |
| 届出地 役場                    | ●マイナンバーカード                       |

| 婚姻届              |                                               |
|------------------|-----------------------------------------------|
| 受理した日に効力を生じる     | お持ちいただくもの                                     |
| 届出人 夫、妻になる方      | ●婚姻届書<br>●戸籍謄本(本籍地が村外の方のみ)<br>●届出人の本人確認ができる書類 |
| 届出地 現在地(住所地)、本籍地 |                                               |

| 転出届                       |                        |
|---------------------------|------------------------|
| 受理した日に効力を生じる              | お持ちいただくもの              |
| 届出人 本人、同一世帯の方、代理人(委任状が必要) | ●印鑑<br>●届出人の本人確認ができる書類 |
| 届出地 役場                    |                        |

| 離婚届              |                                               |
|------------------|-----------------------------------------------|
| 受理した日に効力を生じる     | お持ちいただくもの                                     |
| 届出人 夫、妻          | ●離婚届書<br>●戸籍謄本(本籍地が村外の方のみ)<br>●届出人の本人確認ができる書類 |
| 届出地 現在地(住所地)、本籍地 |                                               |

| 転居届                       |                                      |
|---------------------------|--------------------------------------|
| 受理した日に効力を生じる              | お持ちいただくもの                            |
| 届出人 本人、同一世帯の方、代理人(委任状が必要) | ●印鑑<br>●届出人の本人確認ができる書類<br>●マイナンバーカード |
| 届出地 役場                    |                                      |

| 死亡届                          |                           |
|------------------------------|---------------------------|
| 死亡したことを知った日から7日以内            | お持ちいただくもの                 |
| 届出人 親族、後見人など                 | ●死亡診断書または死体検案書<br>●届出人の印鑑 |
| 届出地 届出人の現在地(住所地)、死亡者の本籍地、死亡地 |                           |

| 世帯変更届                     |                        |
|---------------------------|------------------------|
| 変更した日から14日以内              | お持ちいただくもの              |
| 届出人 本人、同一世帯の方、代理人(委任状が必要) | ●印鑑<br>●届出人の本人確認ができる書類 |
| 届出地 役場                    |                        |

※戸籍届出書への押印は任意となりましたが、その他の手続きで必要となる場合となる場合があります。

# 届出・証明

各種証明書発行（手数料）

税務住民課 ☎767-0051

## 交付時に必要な書類－本人確認書類－

窓口では、個人情報の保護を徹底するため、交付申請時に本人確認を実施しています。  
ご理解とご協力を願っています。

|          | 分類1(写真付)                                                                                                                                                     | 分類2                                                                                                             | 分類3                                                                                                           |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 証明書書類の名称 | <ul style="list-style-type: none"><li>●運転免許証</li><li>●旅券(パスポート)</li><li>●国または地方公共団体機関が発行した免許証など</li><li>●住基カード(写真付き)</li><li>●マイナンバーカード(個人番号カード)など</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>●各種健康保険被保険者証</li><li>●国民年金手帳</li><li>●年金証書</li><li>●住基カード(写真なし)</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>●学生証</li><li>●法人発行の身分証書</li><li>●分類1以外の国または地方公共団体機関が発行した資格証明書</li></ul> |
| 確認点数     | 上記のうち1点で確認                                                                                                                                                   | 上記のうち2点で確認                                                                                                      | 上記と分類2との組み合わせで確認                                                                                              |

## 戸籍・住民票・印鑑証明書関係の発行

| 証明書の種類       | 手数料    | 申請に必要なもの・注意事項                                                                                                                                                                                      |
|--------------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 住民票          | 1通300円 | <ul style="list-style-type: none"><li>●本人の場合<br/>本人確認書類</li><li>●代理人の場合<br/>委任状および代理人の本人確認書類</li></ul>                                                                                             |
| 住民票記載事項証明書   | 1通300円 |                                                                                                                                                                                                    |
| 身分証明書        | 1通300円 |                                                                                                                                                                                                    |
| 戸籍全部・個人事項証明書 | 1通450円 |                                                                                                                                                                                                    |
| 除籍全部・個人事項証明書 | 1通750円 | <p>※本籍地の市区町村で発行します。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●本人の場合<br/>本人確認書類</li><li>●戸籍に記載されている方などによる請求<br/>本人確認書類</li><li>●第三者請求・請求事由必要<br/>委任状および来庁者の本人確認書類<br/>必要に応じて資料提供、説明を求めます</li></ul> |
| 改製原戸籍謄・抄本    | 1通750円 |                                                                                                                                                                                                    |
| 戸籍記載事項証明書    | 1通350円 |                                                                                                                                                                                                    |
| 戸籍の附票        | 1通300円 |                                                                                                                                                                                                    |
| 印鑑証明書        | 1通300円 | <ul style="list-style-type: none"><li>●本人の場合<br/>印鑑登録証</li><li>●代理人の場合<br/>証明が必要な方の印鑑登録証<br/>代理人の本人確認書類</li></ul>                                                                                  |

# 届出・証明

各種証明書発行（手数料）

税務住民課 ☎767-0051

## 税関係の証明書の発行

| 証明書の種類 |                   | 手数料         | 申請に必要なもの・注意事項    |
|--------|-------------------|-------------|------------------|
| 住民税    | 所得証明書             | 1通300円      | 所得金額の証明          |
|        | 所得課税証明書           | 1通300円      | 所得金額、所得控除及び税額の証明 |
|        | 非課税証明書            | 1通300円      | 課税されていない証明       |
| 固定資産税  | 評価証明書             | 1通300円      | 資産の評価額の証明        |
|        | 公課証明書             | 1通300円      | 課税標準額、税相当額の証明    |
| 名寄帳    | 1通300円            | 納税義務者の資産の一覧 |                  |
| 納税     | 納税証明書             | 1通300円      | 納められた税額の証明       |
|        | 軽自動車税<br>車検様納税証明書 | 無料          | 軽自動車税の滞納がないことの証明 |

## 印鑑登録

| 種類         | 内容                                                                                                                         |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本人が申請するとき  | ●登録する印鑑 ●本人確認書類<br>※本人確認できない場合は登録と証明発行できません。                                                                               |
| 代理人が申請するとき | ●登録する印鑑 ●代理権授与通知書または委任状と代理人の印鑑<br>●代理人(窓口に来る方)の本人確認書類<br>※代理人申請の場合には、必ず本人に照会書を郵送します。後日、代理人の方が回答書を持参していただかないと登録と証明発行が出来ません。 |
| 登録できる印鑑    | ●大きさ:一辺が8mmの正方形より大きく25mmの正方形より小さいもの<br>※材質がゴムなど変形・変質してしまうもの、その他印影が単純または不鮮明、欠けているもの、同じ世帯すでに登録されているものは登録できません。               |
| 印鑑登録証の種類   | ●印鑑登録証:窓口専用の登録証です。<br>※窓口で印鑑登録証明書を申請する場合は、登録証の掲示がないと発行できません。                                                               |
| 登録証の廃止・盗難等 | ●登録証の紛失、盗難にあったときは、直ちに届け出してください。登録証には個別番号があるため、再発行することは出来ません。再度、窓口での廃止、登録手続きが必要です。<br>●登録している方の死亡、転出などがあった時には自動的に登録は廃止されます。 |

# 税 金

住みよい環境のもとで生活するために、村税の果たす役割は重要です。

みなさんに納めていただく村税は、福祉、教育、土木など村のさまざまな行政サービスの向上を図るために財源として重要な役割を果たしています。

## 税金の種類・納期について

税務住民課 ☎ 767-0051

| 税金の種類   | 納稅義務者                                        | 納期                                                            |
|---------|----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 住民税     | 村が行政サービスを提供するため必要な費用を、村民の皆様に負担していただく税金です。    | 1月1日現在、村内に住所を有し、前年中に一定額以上の所得があった人<br>1期:6月、2期:8月、3期:10月、4期:1月 |
| 固定資産税   | 固定資産の価格をもとに算定される税額を、その固定資産の所在する市町村が課税する税金です。 | 1月1日現在、村内に土地、家屋または償却資産を所有する人<br>1期:4月 2期:7月、3期:12月 4期:2月      |
| 軽自動車税   | 原動機付自動車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車に対してかかる税です。   | 4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車(農耕作業用を含む)を所有する人<br>4月    |
| 国民健康保険税 | 市町村が、国民健康保険に要する費用に充てることを目的とします。              | 世帯を単位とし、世帯主が納稅義務者になります。<br>1期:6月<br>以降3月まで毎月                  |
| 村たばこ税   | たばこの消費に対してかかります                              | 1製造たばこの売り渡しなどをした卸売販売事業者など<br>毎月                               |

## 国税・県税についてのお問い合わせは

| 項目                          | 問い合わせ先     |              |
|-----------------------------|------------|--------------|
| 県税について(法人県民税、不動産取得税、自動車税など) | 日向県税・総務事務所 | 0982-52-4148 |
| 国税について(所得税、相続税、贈与税など)       | 延岡税務署      | 0982-32-3301 |

## 税に関する証明が必要なとき

各種証明書の請求の際には、必ず窓口に来られる人の本人確認できるものをお持ちください。

# 生活・環境

## 犬の登録・狂犬病予防接種

税務住民課 ☎767-0051

飼い犬の登録・狂犬病の予防接種・飼い犬の死亡届は、狂犬病予防法により義務づけられています。登録は犬の戸籍のようなものです。死亡の届け出、登録事項変更の届け出は必ず行ってください。

| 犬を飼いたら                                | 予防接種                                                                     |
|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 登録は犬の生涯に一度です                          | 年に1回：予防注射を受けた場合、狂犬病予防注射済票交付の手続きをしなければ予防注射を受けたことになります。                    |
| 登録を申請：鑑札の交付                           | 予防接種：予防接種済票交付の手続き<br>予防接種は毎年6月に村内を回り接種を行います。                             |
| 登録手数料：3,000円                          | 注射代金＋注射済票交付手数料：計3,300円                                                   |
| 飼い主が変わったとき・引っ越ししたときは登録事項の変更届書の提出が必要です | ●椎葉村に引っ越ししてきた場合は、以前の居住地の鑑札を窓口に持ってきてください。<br>●犬を譲る場合は、鑑札や注射済票も一緒に渡してください。 |

## かてへりネットについて

地域振興課 ☎767-0031

椎葉村では村内全域に光ファイバーネットワーク（通称：かてへりネット）により各種サービスを提供しています。

### 提供サービス

- 地上デジタル放送および自主放送
- 告知放送サービス
- 村内無料電話
- インターネット接続サービス  
(加入者は村外IP電話も利用可能)

### インターネット料金

| プラン                                    | 月額料金                  |
|----------------------------------------|-----------------------|
| スタンダード<br>(通常コース)                      | 3,500円<br>(プロバイダ料込み)  |
| スタンダードプラス<br>(固定IPサービスなどの<br>利用が可能です。) | 4,500円<br>(プロバイダ料は別途) |

インターネットサービス以外は利用料無料ですが、椎葉村に住民票がない場合や、1戸で2カ所以上の利用を行う場合は、料金が発生します。

## 上水道について

建設課 ☎767-0071・0072

村が管理する上水道を利用されている方は、使い始めたり止めたりする際には届け出が必要です。引越の日の一週間前を目安に建設課にお届けください。

### 転入、村内転居の場合

開栓届の提出  
必要なもの：印鑑

### 村外への転出、転居の場合

閉栓届の提出  
必要なもの：印鑑

# 保険・年金

## 国民健康保険（国保）

福祉保健課 ☎768-7510

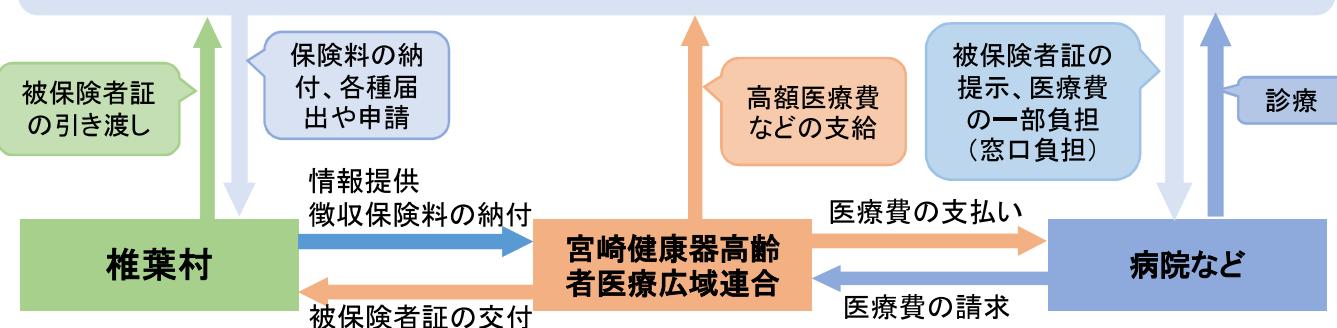
国民健康保険に加入するとき、脱退するときは福祉保健課へ14日以内に届け出をしてください。

| 手続きを要する場合                        | 必要なもの                                  |
|----------------------------------|----------------------------------------|
| 他市町村から転入したとき                     | ●印鑑 ●転出証明書(転入手続きをしてください)               |
| 他市町村へ転出したとき                      | ●印鑑 ●国民健康保険被保険者証                       |
| 職場の健康保険をやめたとき<br>(退職時・任意継続保険脱退時) | ●印鑑 ●職場の健康保険をやめた証明書(離職票)<br>または資格喪失証明書 |
| 職場の健康保険に加入了とき                    | ●印鑑 ●国民健康保険被保険者証<br>●加入了健康保険の被保険者証     |
| 子どもが生まれたとき                       | ●印鑑 ●母子手帳                              |
| 生活保護を受けなくなったとき                   | ●印鑑 ●保護廃止決定通知書                         |
| 生活保護を受けるとき                       | ●印鑑 ●国民健康保険被保険者証<br>●保護開始決定通知書         |
| 死亡したとき                           | ●印鑑 ●国民健康保険被保険者証<br>●死亡を証明するもの         |
| 住所、氏名、世帯主が変わったとき                 | ●印鑑 ●国民健康保険被保険者証                       |
| 世帯を分けたとき、世帯を一緒にしたとき              | ●印鑑 ●国民健康保険被保険者証                       |
| 国民健康保険被保険者証を紛失したとき               | ●印鑑<br>●本人確認できる者(運転免許証、マイナンバーカード)      |
| 修学により別に住所を定めたとき                  | ●印鑑 ●国民健康保険被保険者証 ●在学証明書など              |

## 後期高齢者医療制度

福祉保健課 ☎768-7510

- 75歳以上の方  
75歳の誕生日から加入します。
- 65歳以上75歳未満の一定程度の障害がある方で、申請により広域連合の障害認定を受けた方  
認定を受けた日から加入します。障害認定により、後期高齢者医療制度への加入を希望される場合は、手続きが必要です。また、認定後いつでも将来に向かって撤回する事が出来ます。



# 保険・年金

## ■被保険者証

- 被保険者証は、原則として郵送でお届けします
- 被保険者証は、1人につき1枚
- 毎年8月1日付けで更新
- 医療機関にかかるときは必ず提示

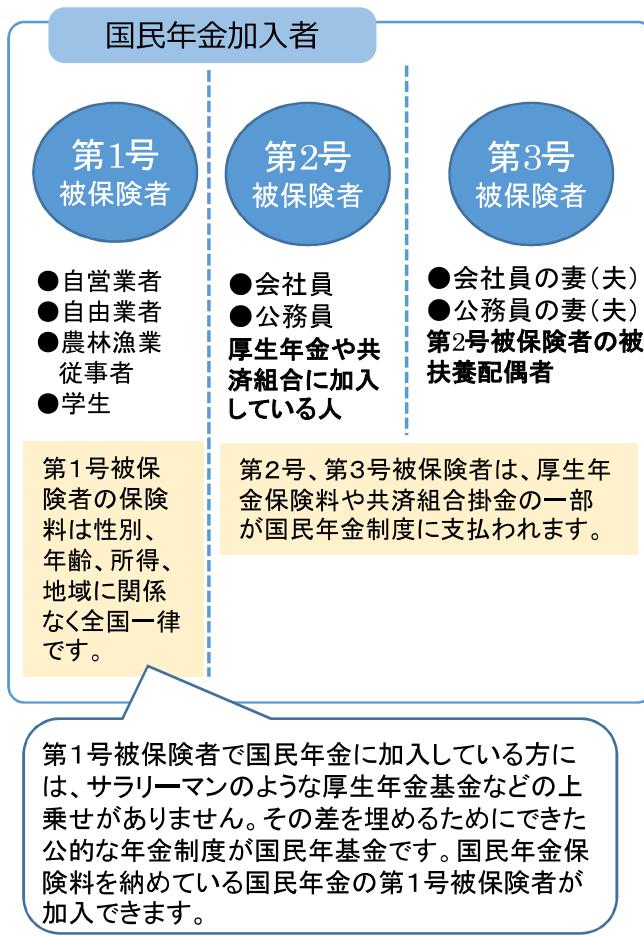
有効期限内に、一部負担金の割合や住所など記載事項に変更があった場合は、新しい証を交付しますので、変更前の証を村の担当窓口または広域連合に必ず返却してください。

| 75歳になられる方        | 障害認定の方                                                                                  | 住所移動された方                                                 | 定期更新                                  |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 75歳の誕生日前にお届けします。 | 認定後速やかにお届けします。後期高齢者医療制度に加入される前に使用されていた被保険者証などの処分については、交付元の市区町村国民健康保険担当課や健保組合などにご確認ください。 | 住所異動手続きの約1週間後にお届けします。1週間以内に受診予定のある方は、市区町村の担当窓口にお申し出ください。 | 毎年7月下旬に配布します。新しい被保険者証は8月1日から使用してください。 |

## 国民年金

税務住民課 ☎ 767-0051

国民年金制度は、老後の生活や、思わぬ病気やけがで障がい者となったり、一家の働き手を失ったときなどに、年金により経済的な援助をすることで生活を安定させるための制度です。



| <b>国民年金の給付と種類</b>                                                    |                                                                                               |
|----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>基礎年金</b>                                                          | 老齢基礎年金 国民年金保険料の納付(免除も含む)期間が10年以上ある人が、65歳になったときから受けられる年金です。                                    |
|                                                                      | 障害基礎年金 国民年金加入中または20歳前(60歳以上65歳未満)に、初診日のある病気やけがで障がい者になった人が受けられる年金です。<br>※受給する要件を満たしている必要があります。 |
|                                                                      | 遺族基礎年金 国民年金加入者や老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人が死亡したとき、生計を維持されていた子のいる配偶者または子が受けられる年金です。                    |
| <b>る<br/>第<br/>1<br/>号<br/>被<br/>保<br/>険<br/>者<br/>に<br/>対<br/>す</b> | 付加年金 付加保険料を上乗せして納めた場合は、加算された年金額を受けられます。                                                       |
|                                                                      | 寡婦年金 老齢基礎年金の受給資格期間を満たした夫が、老齢・障害基礎年金を受けることなく死亡したとき、婚姻期間10年以上ある妻に60歳から65歳まで支給されます。              |
|                                                                      | 死亡一時金 保険料を3年以上納めた人が、老齢・障害基礎年金のいずれも受けずに死亡し、その家族が遺族基礎年金を受けられないとき支給されます。                         |

# 保険・年金

## こんな時は届け出を

日本国内にお住いの20歳以上60歳未満の方は、国民年金加入や保険料納付が法律で義務付けられています。

保険料納付が経済的に難しいときは、以下の制度を利用することができます。

### ■産前産後期間の免除制度

出産前後の一定期間の国民年金保険料を免除できます。

### ■免除制度・納付猶予制度

収入の減少や失業等により納付が困難な場合に申請できます。

### ■学生納付特例制度

在学中の保険料を後で納めることができます。

### ■保険料の追納制度

免除等の承認期間の保険料を後から納付(追納)し、年金額を増やすことができます。

社会保険料控除により、所得税・住民税が軽減されます。

※保険料を支払う能力をお持ちでありながら納付されない場合、最終的に財産が差し押さえられる場合があります。

連帯納付義務者(世帯主及び配偶者)に対しても同様です。

保険料が未納のままだと、老後に受け取る年金だけでなく、万一の場合の障害年金や遺族年金が受け取れないなどのデメリットにつながります。

## ～こんな時は、届出を～

(会社を退職したとき)

第1号被保険者の加入手続きを行う場合は、14日以内に届け出が必要です。

(年金を受けている方が亡くなったとき)

亡くなった月の分まで年金は支給されます。

未支給年金として生計同一の遺族が受け取ることができます。

# 福祉・健康

## 介護保険制度

福祉保健課 ☎ 768-7513

### »みんなで支え合う制度です。

介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営しています。40歳以上のみなさんは、加入者(被保険者)となって保険料を納め、介護が必要となったとき、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。

#### 介護保険に加入する人（補保険者）

介護や支援が必要と認められたら、介護保険のサービスが利用できます。

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請をします。
- サービスを利用し、費用の一部を支払います。

#### 第1号 被保険者 65歳以上 の人

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が費用になったとき、市区町村の認定を受け、サービスを利用できます。

年金が年額18万円以上

#### 特別徴収

年金の定期支払いの際、保険料が天引きされます。

年金が年額18万円未満など

#### 普通徴収

年金の定期支払いの際、保険料が天引きされます。

#### 第2号 被保険者 40歳以上 65歳未満 の人

第2号被保険者は、老化が原因とされる病気(特定疾病)により介護や支援が必要となったとき、市区町村の認定を受け、サービスを利用できます。

加入している医療保険の保険料に上乗せして納めます。

#### 要介護認定の申請・ 保険料の納付

#### 被保険者証の交付・ 要介護認定

#### 市区町村（保険者）

介護保険制度の運営は、市区町村が行います。

- 制度の運営
- 要介護認定
- 被保険者証の交付
- サービスの確保と整備

#### 地域包括支援センター

介護予防や地域の総合的な相談拠点として、設置されています。

- 介護予防ケアマネジメント
- 総合的な相談・支援
- 権利擁護、虐待の早期発見・防止
- ケアマネジャーへの支援

#### 社会福祉士



#### 主任ケアマネジャー

#### 保健師など

#### サービスの 提供

#### 費用の一部 の支払い

#### サービス事業者

利用者に合ったサービスを提供します。

- 指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などが提供
- 在宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスを提供

# 福祉・健康

## 要介護認定までの流れ

福祉保健課 ☎ 768-7513

サービスを利用するためには、市区町村に申請して「介護や支援が必要である」と認定される事が必要です。

### 認定の申請

福祉保健課に認定の申請をしてください。  
申請は、本人または家族のほか成年後継人、地域包括支援センター、またはケアマネジャーなどに代行してもらう事もできます。

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険被保険者証
- 健康保険被保険者証（第2号被保険者の場合）  
申請書には主治医の指名、医療機関名などを記入します。主治医がない場合は窓口にご相談ください。

### 調査と審査

訪問調査  
認定調査員がご自宅や病院へ訪問し調査します。  
主治医の意見書  
医師から介護を必要とする原因疾患などについての記載を受けます。

### 審査・判断

調査票の基本調査、主治医の意見書をもとに、介護認定審査会で「要介護度」を判定します。

### 認定結果



要介護度は8段階によって区分されます。要介護度により、サービスの種類・利用上限がかわります。

### 介護サービス (介護給付)

居宅介護支援事業所  
に依頼

### 介護予防サービス (予防給付)

椎葉村地域包括支援センター  
に依頼

### 介護予防事業 (地域支援事業)

椎葉村地域包括支援センター  
に相談

# 福祉・健康

## 介護予防・日常生活支援総合事業

福祉保健課 ☎ 768-7513

介護予防・日常生活支援総合事業は、市区町村が行う介護予防の取り組みです。「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の2つがあり、サービス事業者のほか、民間企業、ボランティア、住民主体による介護予防のサービスを利用できます。

※介護予防・日常生活支援総合事業のサービスや利用者負担は、市区町村ごとに異なります。

### 介護予防・日常生活支援総合事業

#### 介護予防・生活支援サービス事業

##### 対象者

- 要支援1・2の人
- 介護予防・生活支援サービス事業対象者（基本チェックリストを受けて生活機能の低下がみられた人）  
※40～64歳の人は、基本チェックリストの判定による介護予防・生活支援サービス事業の利用はできないため、要介護認定の申請をして要支援1・2の認定を受ける必要があります。  
※介護予防・生活支援サービス事業対象者になった後でも要介護認定の申請をすることができます。

#### 訪問型サービス

##### 介護サービス事業者による、介護予防訪問介護と同様のサービス

- 食事・入浴・排せつの介助などの身体介護や清掃・選択・調理などの生活援助

##### 民間企業・ボランティアなどによる多様なサービス

- 掃除・選択・ゴミ出しや布団干しなどの生活援助など
- 保健師などの専門職による相談・指導などの短期集中予防サービス
- 通所型サービスの送迎など、移動支援や移送前後の生活支援など

#### 通所型サービス

##### 介護サービス事業者による、介護予防訪問介護と同様のサービス

- 食事・入浴・排せつの介助、健康管理、機能訓練やレクリエーションなどなど

##### 民間企業・ボランティアなどによる多様なサービス

- ミニデイサービス、レクリエーション活動、体操・運動の活動など自主的な通いの場
- 保健・医療の専門職による生活行為改善のための短期集中予防サービス

#### その他の生活支援サービス

- 配食（栄養改善を目的としたものや、一人暮らし高齢者に対する見守りを含むもの）

- 住民ボランティアなどによる定期的な訪問による見守りと緊急時の対応

- その他自立支援に役立つ生活支援（訪問型サービス・通所型サービスと一体的に提供されるもの）

### 一般介護予防事業

##### 対象者

- 65歳以上のすべての人

※一般介護予防事業のみを利用したい場合は、基本チェックリストを受ける必要はありません。

##### ●介護予防把握事業

閉じこもりなど何らかの支援が必要な人を把握し、介護予防活動への参加につなげます。

##### ●介護予防普及啓発事業

介護予防に関するパンフレット配布や講座・講演会を開催し、介護予防活動の重要性を周知します。

##### ●地域介護予防活動支援事業

地域住民主体で行う介護予防活動の支援などを行います。

##### ●地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防の取り組みを機能強化するため、地域で行う介護予防活動にリハビリテーション専門職などが参加します。

# 福祉・健康

## 障がい者福祉

福祉保健課 ☎ 768-7512

### 》障がいのある人の福祉サービス

障がい福祉サービスは、障害者手帳をお持ちの人や難病患者等で一定の障がいのある人が対象のサービスです。手帳の取得については、福祉保健課へお問い合わせください。

#### 身体障害者手帳

身体の機能障がいの種類や程度により1級から6級までの等級があります。また、移動の困難さに応じて第1種と第2種の区分があります。

#### 療養手帳

知的な障がいがあり、県の機関で一定の基準に該当すると認められた場合に交付されます。障がい程度の区分はA、B1、B2があります。

#### 精神障害者 保健福祉手帳

精神障がいのために長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人に交付されます。程度により1級から3級までの等級があります。

#### こんな時はお届けを！

- 住所、氏名、保護者がかわったとき
- 手帳を紛失、破損したとき
- 障がい程度が変わったとき  
(再申請により障がい等級が変更するときがあります。)
- 本人が死亡したとき

#### ■各手当

障がいのある人および障がいのある児童を家庭で監護している人に、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当が支給されます。各手当の支給を受けるためには、申請が必要です。

## 生活保護

福祉保健課 ☎ 768-7512

病気・失業などのために、日常生活が今案となり、親族からの援助や資産・多種援助制度などを活用しても最低限度の生活を維持することができない世帯に、健康で文化的な生活ができるよう援助を行うとともに、その自立を助長することを目的としています。



# 福祉・健康

| サービスの種類                                 | 内容                                                                                    |                                                                     |                                                     |  |  |
|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|--|--|
| 補装具費の支給                                 | 身体の失われた機能を補完・代替するため、補装具(義肢、装具、車いす、補聴器など)の購入費または修理費の支給を行います。                           |                                                                     |                                                     |  |  |
| 日常生活用具の支給                               | 障がい者等の日常生活・社会生活を支援するため、日常生活用具(聴覚障害者用通信装置、電気式たん吸引器、ストマ用装具、居宅活動動作補助用具(住宅改修費)などの支給を行います。 |                                                                     |                                                     |  |  |
| 自立支援医療費(更生医療)の支給                        | 支給要件に該当する人(18歳以上)が、その障がいを軽減し、日常生活能力を回復するために必要な医療費を支給します。                              |                                                                     |                                                     |  |  |
| 育成医療                                    | 18歳未満の児童で、手術等により障がいの軽減が期待できる場合に、必要な医療費を支給します。                                         |                                                                     |                                                     |  |  |
| 自立支援医療費(精神通院医療)の支給                      | 在宅精神障がい者の医療の確保を容易にするため、通院医療費を支給します。                                                   |                                                                     |                                                     |  |  |
| 自立支援給付<br>(障害福祉サービス)<br>および<br>地域生活支援事業 | 障がいのある人が、必要とするサービスを利用できるよう、障害の程度や社会活動、介護者や住居などの状況を踏まえ、必要な支援を行います。                     |                                                                     |                                                     |  |  |
|                                         | 障害福祉<br>サービス<br>(介護給付・<br>訓練等<br>給付)                                                  | 日中活動系サービス                                                           | 療養介護・自立訓練・生活介護・<br>就労移行支援・就労継続支援など                  |  |  |
|                                         |                                                                                       | 居住系サービス                                                             | 施設入所支援・共同生活援助<br>(グループホーム)など                        |  |  |
|                                         |                                                                                       | 訪問系サービス                                                             | 居宅介護(ホームヘルプ)・重度訪問介護・<br>同行援護・短期入所(ショートステイ)など        |  |  |
|                                         | 地域生活<br>支援事業                                                                          | 日中一時支援事業・移動支援事業等・指定相談支援事業(障害者生活支援センターで実施)・自動車運転免許の取得費および自動車改造費の助成など |                                                     |  |  |
| 障がい児通所給付                                | 児童発達<br>支援                                                                            | 小学校就学前の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。            |                                                     |  |  |
|                                         | 放課後等<br>デイサービス                                                                        | 学校(幼稚園、大学除く)に就学中の障がい児に、生活能力の向上のため必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。            |                                                     |  |  |
|                                         | 保育所等<br>訪問支援                                                                          | 障がい児が集団生活に適応できるよう支援を行います。                                           |                                                     |  |  |
| 重度心身障害者<br>医療費助成                        | 重度の障がいのある人が各種健康保険による診療を受けた場合、医療費の自己負担額の一部を助成します。受給資格の設定が必要です。(非課税世帯は金額を助成)            |                                                                     |                                                     |  |  |
|                                         | 助成額                                                                                   | 外来の場合                                                               | 1ヶ月1医療機関ごとに500円を除いた額<br>助成額=自己負担金-500円(非課税世帯は全額を助成) |  |  |
|                                         |                                                                                       | 入院の場合                                                               | 1ヶ月1医療機関ごとに1,000円を除いた額<br>助成額=自己負担金-1,000円          |  |  |
|                                         |                                                                                       | 調剤                                                                  | 助成額=自己負担金                                           |  |  |
|                                         | ※介護保険や特定疾病などの公費負担利用は助成の対象ではありません。                                                     |                                                                     |                                                     |  |  |
|                                         | 受給資格認定の手続きに必要なもの                                                                      | 身体障害者手帳(1・2級)、療育手帳(A)、精神障害者保健福祉手帳(1級)、健康保険証、印鑑、本人名義の金融機関の通帳         |                                                     |  |  |
| 各種割引制度                                  | 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳および療育手帳の交付を受けている人は、有料道路料金、バス運賃、NHK受診料などの割引が受けられます。                 |                                                                     |                                                     |  |  |
| ハートフルパス制度                               | 障害者手帳をお持ちの方や歩行が困難な方、妊娠中の方や難病患者の方に駐車場優先カード(ハートフルパス)を交付します。交付要件があり、申請が必要です。             |                                                                     |                                                     |  |  |

# 福祉・健康

## 各種検診

福祉保健課 ☎ 768-7510

村内に住所を有する方へ、事前に各種検診の申し込み調査を実施しています。それに応じて案内を行っております。年齢などで受診できる項目や個人負担金が異なりますので、詳細についてはお問い合わせください。

| 健診(検診)名 | 健診(検診)内容                                                                                           | 対象者                                                   |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 特定健診    | 問診・計測・血圧測定・診察・血液検査・尿検査・心電図(医師の判断に基づき詳細検査)                                                          | 40~74歳の国民健康保険加入者                                      |
| 後期高齢者健診 | 問診・計測・血圧測定・診察・血液検査・尿検査                                                                             | 75歳以上<br>※健診日現在の年齢になります。                              |
| 若者健診    | 問診・計測・血圧測定・診察・血液検査・尿検査・心電図                                                                         | 20~39歳の国民健康保険加入者                                      |
| 結核検診    | 胸部エックス線デジタル撮影                                                                                      | 65歳以上                                                 |
| 肺がん検診   | 低線量ヘリカルCT撮影                                                                                        | 40~64歳                                                |
| 胃がん検診   | 胃部エックス線デジタル撮影<br>(バリウムを飲んで撮影します)                                                                   | 30歳以上                                                 |
| 大腸がん検診  | 便潜血検査                                                                                              | 40歳以上                                                 |
| 前立腺がん検診 | 血液中PSA検査                                                                                           | 50歳以上の男性                                              |
| 乳がん検診   | 超音波検査・マンモグラフィ検査                                                                                    | 30歳以上の女性                                              |
| 子宮がん検診  | 子宮頸部細胞診検査<br>(液状化検体細胞診)                                                                            | 20歳以上の女性                                              |
| 骨粗鬆症健診  | 超音波による足首の骨塩量検査                                                                                     | 20~70歳の女性                                             |
| 総合健診    | 特定健診・肺がん検診・胃がん検診(カメラ)・大腸がん検診(便潜血検査・大腸内視鏡検査)・前立腺がん検診・乳がん検診・子宮がん検診・肝炎ウイルス検査・骨密度検査(女性のみ)・歯周疾患健診(節目のみ) | 35歳・40歳・45歳・50歳・55歳<br>※令和6年3月31日現在の年齢です。<br>ご注意ください。 |

# 子育て・教育

## 子育て支援

福祉保健課 ☎ 768-7512

子育てを支援する各種事業を行っています。詳しくは事業紹介部門P. 30 からご覧ください。

## 乳幼児健康診査

福祉保健課 ☎ 768-7510

| どんなことがあるの?               | いつ?                                                                        | どこであるの?                                             | なにをするの?                                                                                                                                                                                                                                    | その他                                                                                                    |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 乳児検診                     | 3~4・6~7・9<br>~10ヶ月になる月                                                     | 椎葉村総合保健センター<br>「すこやか館」                              | <ul style="list-style-type: none"><li>・身体計測</li><li>・問診</li><li>・診察</li><li>・離乳食の説明<br/>(3~4ヶ月)</li><li>・離乳食相談<br/>(6~7・9~10ヶ月)</li><li>・相談、配布物</li><li>・各種予防接種 など</li></ul> <p>※健診日と同日に予定されている予防接種を希望する場合は、予防接種カレンダーをよく読み、必ず申し込みましょう。</p> | 対象者には、すべて案内を送付します。<br>終了までに2時間程度かかりますので、ご了承ください。<br>都合が悪く出席できない場合は、必ず保健グループへご連絡ください。<br>次回、再度ご案内いたします。 |
| 1歳・2歳・<br>2歳6ヶ月児<br>歯科健診 | 1歳児歯科健診は1歳~1歳2ヶ月頃<br><br>2歳児歯科健診は、2歳~2歳2ヶ月頃<br><br>2歳6ヶ月児歯科健診は2歳6ヶ月~2歳8ヶ月頃 | 椎葉おおもり<br>歯科クリニック<br><br>椎葉村総合<br>保健センター<br>「すこやか館」 | <ul style="list-style-type: none"><li>・歯科健診<br/>(希望者のみフッ素塗布)</li><li>・身体計測</li><li>・栄養相談</li><li>・言語の相談<br/>(言語聴覚士:2歳・2歳6ヶ月)</li><li>・問診、相談、配布物 など</li></ul>                                                                               |                                                                                                        |
| 1歳6ヶ月・<br>3歳6ヶ月児<br>健診   | 1歳6ヶ月健診<br>は1歳6ヶ月~1歳8ヶ月頃<br><br>3歳6ヶ月健診<br>は3歳6ヶ月~3歳8ヶ月頃                   | 椎葉おおもり<br>歯科クリニック<br><br>椎葉村総合<br>保健センター<br>「すこやか館」 | <ul style="list-style-type: none"><li>・歯科健診<br/>(希望者のみフッ素塗布)</li><li>・尿検査</li><li>・眼科健診(3歳6ヶ月児のみ)</li><li>・身体測定</li><li>・栄養相談</li><li>・内科健診(日向病院の小児科医)</li><li>・相談、配布物 など</li></ul>                                                        |                                                                                                        |

## 子育て・教育

### 妊婦の届出・母子健康手帳の交付

福祉保健課 ☎ 768-7510

| 対象者                 | 内容                 | 場所    | その他                            |
|---------------------|--------------------|-------|--------------------------------|
| 医療機関より妊娠届用書類をもらった妊婦 | ・保健指導・妊婦健診等の助成券を交付 | 福祉保健課 | 事前準備等がありますので、事前に福祉保健課にご連絡ください。 |

子ども救急医療電話相談 ☎ 0985-35-8855 救急車の前にまずは看護しに電話で相談

宮崎県北部地域子ども救急医療ガイドホームページ



### 子どもの予防接種

福祉保健課 ☎ 768-7510

定期予防接種は保護者の努力義務によって接種することになっています。  
適齢時期に接種を済ませましょう。

## 主要電話番号

|                |                   | NTT番号                         | 村内無料電話                              |
|----------------|-------------------|-------------------------------|-------------------------------------|
| 椎葉村役場          | 代表                | 67-3111                       | 7-67-3111                           |
|                | 総務課               | 67-3201                       | 7-67-0021                           |
|                | 地域振興課             | 67-3203                       | 7-67-0031、7-67-0032                 |
|                | 税務住民課             | 67-3205                       | 7-67-0051、7-67-0052                 |
|                | 農林振興課             | 67-3206                       | 7-67-0061、7-67-0062                 |
|                | 建設課               | 67-3207                       | 7-67-0071、7-67-0072                 |
|                | 議会事務局             | 67-3209                       | 7-67-0091                           |
|                | 出納室               | 67-3210                       | 7-67-0101                           |
|                | 福祉保健課<br>(すこやか館内) | 68-7510<br>68-7512<br>68-7513 | 7-68-7510<br>7-68-7512<br>7-68-7513 |
|                | 教育委員会             | 67-2850                       | 7-67-0081、7-67-0082                 |
| 椎葉村国民健康保険病院    |                   | 67-2008                       | 7-67-0001、7-67-0002                 |
| 交流拠点施設Katerie  |                   | 67-2177                       | NTT番号の前に「7」をつけてダイヤルしてください。          |
| 一般社団法人 椎葉村観光協会 |                   | 67-3139                       |                                     |
| 椎葉民俗芸能博物館      |                   | 68-7033                       |                                     |
| 椎葉おおもり歯科クリニック  |                   | 67-2730                       |                                     |
| 社会福祉協議会        |                   | 67-2275                       |                                     |
| 耳川広域森林組合椎葉支所   |                   | 67-2113                       |                                     |
| 日向警察署椎葉駐在所     |                   | 67-2110                       |                                     |
| 日向土木事務所椎葉駐在所   |                   | 67-2074                       |                                     |
| 東臼杵農林椎葉駐在所(林業) |                   | 67-2047                       |                                     |
| 上椎葉郵便局         |                   | 67-2042                       |                                     |
| 松尾郵便局          |                   | 67-1102                       |                                     |
| 日向農協椎葉支店       |                   | 67-3131                       |                                     |
| 日向農協椎葉支店(営農)   |                   | 67-3133                       |                                     |
| 日向衛生公社         |                   | 67-3040                       |                                     |
| 平寿園            |                   | 67-2488                       |                                     |
| 椎葉村物産センター      |                   | 67-3140                       |                                     |
| 東臼杵農林椎葉駐在所(農業) |                   | 67-2213                       |                                     |
| 椎葉村商工会         |                   | 67-2005                       |                                     |
| 椎葉村社会福祉協議会     |                   | 67-2275                       | 7-67-2275                           |